

第18回 定時株主総会 招集ご通知

2016年6月1日 ▶ 2017年5月31日

開催日時 2017年8月30日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 別館2F
メイプルルーム

議案 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目次	第18回定時株主総会招集ご通知	6
	株主総会参考書類	9
	事業報告	22
	連結計算書類	56
	計算書類	58
	監査報告書	60

株主総会におけるお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書用紙のご返送又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



行使期限：2017年8月29日（火曜日）午後5時

株式会社レノバ

証券コード：9519



株主の皆さまへ

エネルギー変革の リーディング・カンパニーを目指して

私たちレノバは、太陽光、風力、地熱、木材などのバイオマス資源といった再生可能エネルギーによる発電事業を専業とする独立資本のプロ集団です。

世界では、気候変動問題を背景として、化石資源の利用を見直す動きが活発化しています。それに伴って、持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの活用が急速に拡大しています。

日本でも、2030年における“あるべき電力供給の姿”として、総発電量の22～24%を再生可能エネルギーでまかなおうとしています。その実現に寄与すべく、私たちレノバは再生可能エネルギーによる発電事業の開発・建設・運営に一貫して関与し、質の高いエネルギーインフラの構築に取り組んでいます。

一方で、日本の再生可能エネルギーの活用には、まだ課題も多いのが実情で、なかでも発電コストに関しては世界から後れを取っています。

レノバでは、長期的な視点から再生可能エネルギーの活用を考え、よりコスト効率的な発電の実

現に向けて真摯に取り組み、自立可能なエネルギー・システムの構築を目指しています。

また、再生可能エネルギー源とは、本来それが存在する地域の資源です。地域資源を活用させて頂くためには、長期にわたる事業と地域との共生が不可欠になります。

レノバでは、再生可能エネルギー活用のノウハウを持つプロ集団として、事業が地域の経済や社会の活性化につながる仕組み作りを常に志向し、日々新たな提案を続けています。

レノバでは、私たちが目指すこうした願いの実現に賛同頂ける皆さまと共に、世の中をより良く、新しく変革していく“ReNew”に取り組んで参りたいと思います。

そして、日本から始まるこうした取組みを世界へと広げべく、日本、そしてアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーを目指して参ります。

株式会社レノバ
代表取締役社長CEO

木南陽介

ミッション／経営理念

グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し
重要な社会的課題を解決する

ビジョン／目指すべき企業の姿

日本とアジアにおけるエネルギー変革の
リーディング・カンパニーとなること

経営原則／レノバのコミットメント

- 地球** 人類と地球の、永遠の共生に貢献します
- 地域** 歴史と文化を尊重し、新たな価値を共に創ります
- 顧客** 経済的で環境にやさしいエネルギーを供給します
- 株主** 株式価値を持続的に創出します
- 社員** 有能な人材を集結し、エキサイティングな自己実現の機会を提供します



代表取締役会長

千本 倖生

代表取締役社長CEO

木南 陽介



太陽光・バイオマス・風力・地熱、 幅広い再生可能エネルギー事業開発に 挑戦し続けます。

レノバは、「再生可能エネルギー」を、石油・石炭等の消費で発生する温室効果ガスによる気候変動リスク、化石資源自体の枯渇など、人類と地球が直面している大きな問題を解決する重要な鍵であると考えています。

世界の多くの国々はこの人類の課題に正面から向き合い、高い国家目標を掲げて再生可能エネルギーの普及に取り組んでおり、特に欧州では、石炭火力

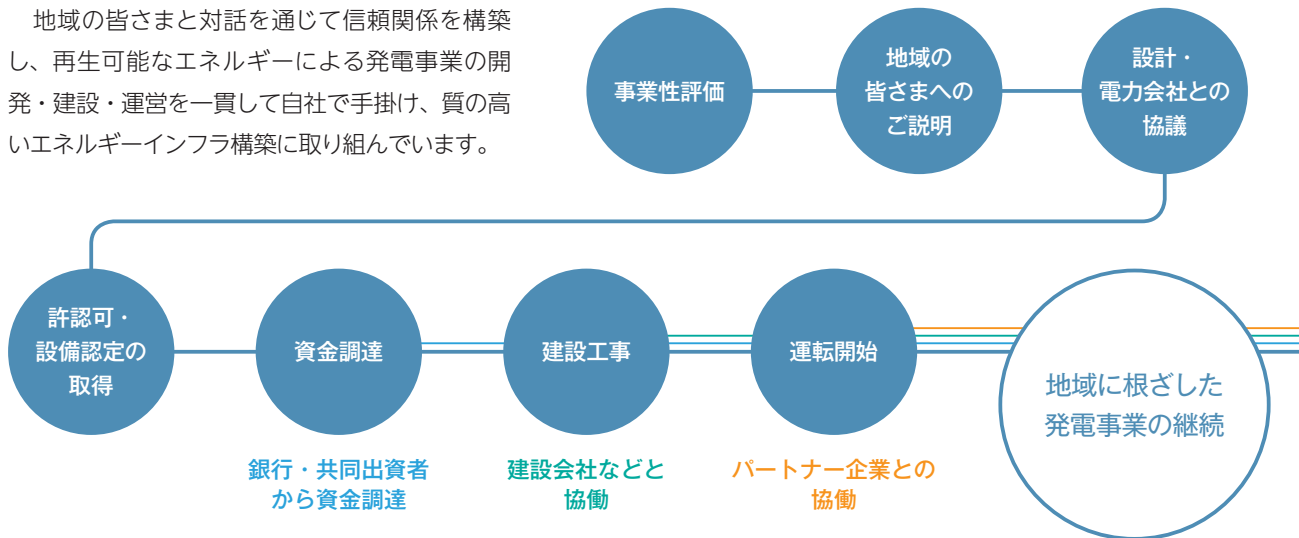
にせまる安価な発電コストで、国家の電力の半分以上を再生可能エネルギーでまかなう国もあります。

私たちレノバは、太陽光・バイオマス・風力・地熱などの複数の再生可能エネルギー電源「マルチ電源」を開発・提供しています。その地域環境に合ったソリューションを組み合わせることで、より安定的な電力供給を目指しています。



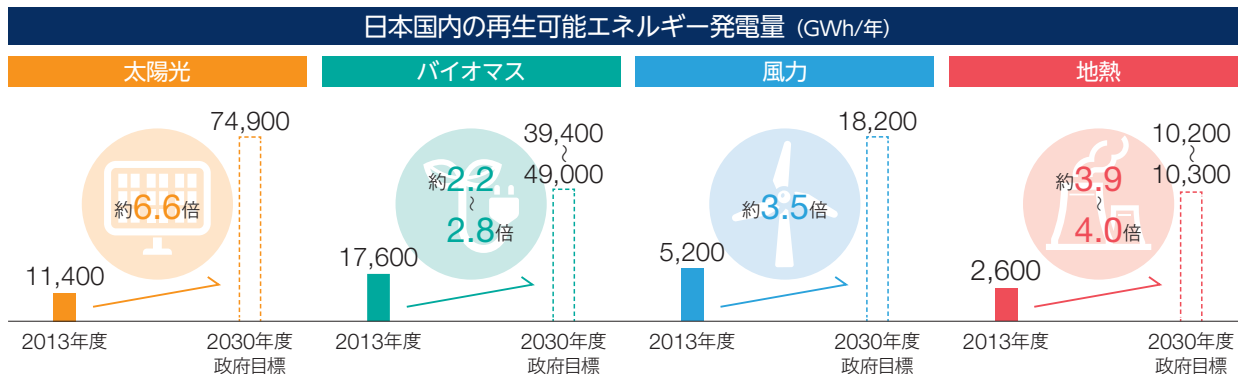
ビジネスフロー

地域の皆さまと対話を通じて信頼関係を構築し、再生可能なエネルギーによる発電事業の開発・建設・運営を一貫して自社で手掛け、質の高いエネルギーインフラ構築に取り組んでいます。



国内の基幹電源に成長中の再生可能エネルギーをターゲットに事業展開

当社グループは「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」というビジョンの実現を目指し、国内外の再生可能エネルギー産業が変化していく機会を捉え、経営資源を集中投下いたします。



出典：経済産業省・資源エネルギー庁「日本のエネルギー 2015年度版」

全国の地域に根ざした再生可能エネルギー発電所

全国で大規模太陽光発電、バイオマス発電、風力発電及び地熱発電所の開発を行っております。

 総発電容量 約 **290** MW

※総発電容量は、運転中及び建設工事中の発電施設のものです。

 太陽光発電  バイオマス発電  風力発電  地熱発電

※発電所の開発地域が未公表の案件は記載していません。



株 主 各 位

証券コード：9519

2017年8月8日

東京都千代田区大手町一丁目7番2号

株式会社レノバ

代表取締役社長CEO 木南 陽介

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネット等により、議決権を行使することができませんので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次ページのご案内に従って、2017年8月29日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送またはご入力をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2017年8月30日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 ホテルオークラ東京 別館2F メイプルルーム

株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

- 第18期（2016年6月1日から2017年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第18期（2016年6月1日から2017年5月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件**
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.renovainc.jp/ir/meeting>）に掲載しておりますので、本招集ご通知に記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.renovainc.jp/ir/meeting>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法は、次の3つの方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使ください

株主総会に当日ご出席いただける方

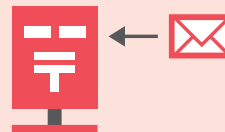


同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

株主総会開催日時

2017年 **8月30日**（水）午前10時

ご郵送で議決権を行使される方



同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。

行使期限

2017年 **8月29日**（火）午後5時到着

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合併会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、次ページに記載のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン・スマートフォンまたはタブレット・携帯電話とで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ先

ヘルプデスク（三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部）

 **0120-173-027**（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

ますようお願い申し上げます。

インターネットで議決権を行使される方



当社指定の議決権行使ウェブサイト

<http://www.evotep.jp/>にて

議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2017年 **8月29日** (火) 午後5時まで

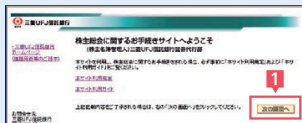
QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォン等をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



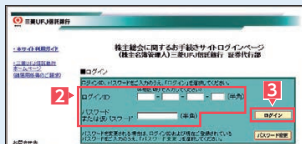
! 議決権行使ウェブサイトの「ログインID」及び「仮パスワード」は、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。



パソコンの場合



1 「次の画面へ」をクリック

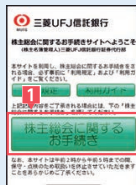


2 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック



スマートフォン・タブレットの場合



1 「株主総会に関する手続き」をタッチ

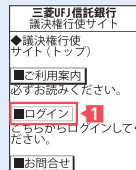


2 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

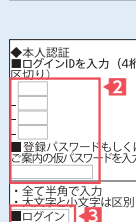
3 「ログイン」をタッチ



携帯電話の場合



1 「ログイン」を押す



2 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」を押す

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の監督と執行を分離し、モニタリングモデル型コーポレート・ガバナンスを推進するため社外取締役4名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、候補者芳川恒志氏につきましては、当社の取締役兼業について東京大学総長の許可を受けることが必要であります。同氏は、本議案の承認可決に加え、2017年10月31日までに同大学総長より許可を受けることを条件として、就任するものとします。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における 地位および担当	取締役会への 出席状況
1 再任	せん もと 千本 さち お 倅生	代表取締役会長	19回中19回 (100%)
2 再任	き みなみ 木南 よう すけ 陽介	代表取締役社長CEO	19回中19回 (100%)
3 再任	み ず し ま 水島 ただし 正	社外取締役 独立役員 取締役	19回中19回 (100%)
4 再任	む ら や ま 村山 り え 利栄	社外取締役 独立役員 取締役	19回中16回 (84.2%)
5 新任	みなみ か わ 南川 ひ で き 秀樹	社外取締役 独立役員 —	—
6 新任	かに え 蟹江 の り ち か 憲史	社外取締役 独立役員 —	—
7 新任	た け う ち 竹内 ゆ き お 行夫	社外取締役 独立役員 —	—
8 新任	よ し か わ 芳川 ひ さ し 恒志	社外取締役 独立役員 —	—

候補者
番号

1



再任

せんもと さちお
千本 倖生 (1942年9月9日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
1,294,400 株 19回中19回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年 6 月 第二電電株式会社（現KDDI株式会社）取締役副社長 就任
1996年 4 月 慶應義塾大学経営大学院教授 就任
1999年11月 イー・アクセス株式会社 代表取締役社長 就任
2002年 6 月 同社 代表取締役社長兼CEO 就任
2005年 1 月 同社 代表取締役会長兼CEO 就任
イー・モバイル株式会社 代表取締役 就任
2005年 6 月 同社 代表取締役会長兼CEO 就任
2007年 6 月 イー・アクセス株式会社 取締役会長 就任
2010年 6 月 同社 代表取締役会長 就任
イー・モバイル株式会社 代表取締役会長 就任
2013年 1 月 同社 取締役名誉会長 就任
2014年 4 月 当社 取締役 就任
2015年 8 月 当社 代表取締役会長 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

日本プライベートエクイティ株式会社 取締役会長

取締役候補者とする理由

千本倖生氏は、第二電電株式会社（現KDDI株式会社）を共同創業した後、慶應義塾大学経営大学院教授を経て、イー・アクセス株式会社及びイー・モバイル株式会社を創業し、企業経営者として豊富な経験を有しております。同氏は、2014年4月に当社取締役、2015年8月には代表取締役会長として、当社経営の中心的な役割を担ってきました。同氏が引き続き代表取締役会長として経営全般において指導力を発揮し、持続的な成長をめざしていくことが最適であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2



再任

きみなみ ようすけ
木南 陽介 (1974年10月5日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
3,720,000 株 19回中19回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年 4 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社
2000年 5 月 株式会社リサイクルワン（現当社）設立 代表取締役社長 就任
2016年 6 月 当社 代表取締役社長CEO 就任（現任）

取締役候補者とする理由

木南陽介氏は、大手コンサルティング会社を経て2000年5月に当社を設立し、17年にわたり当社代表取締役として環境ビジネスを手掛け、現在の再生可能エネルギー事業を推進してまいりました。当社の持続的な成長のために、同氏が引き続き代表取締役社長として経営の指揮を執ることが最適であると判断し、取締役候補者となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

3

みずしま 水島 正 (1951年5月21日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
6,000 株 19回中19回 (100%)



再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
1999年 4月 同行審査部（東京）主任審査役 就任
2000年10月 ユニゾン・キャピタル株式会社CFO 就任
2005年 7月 株式会社コンサルティング・ワン 代表取締役 就任（現任）
2008年 8月 クオインタムリープ株式会社 取締役 副社長 就任
2011年 1月 PNBアセット・マネジメント・ジャパン株式会社 代表取締役社長 就任
2011年 2月 当社 取締役 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

株式会社コンサルティング・ワン 代表取締役

社外取締役候補者とする理由

水島正氏は、大手銀行や投資ファンド、コンサルティング会社等における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営管理の専門家としての観点から、当社の経営全般について助言と監督機能を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年6ヶ月であります。

候補者
番号

4

むらやま 村山 利栄 (1960年5月1日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
一 株 19回中16回 (84.2%)



再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年11月 CSファーストボストン証券会社 入社
1993年 3月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社
2001年11月 同社 マネージング・ディレクター就任
2016年 6月 当社 取締役 就任（現任）
2017年 4月 株式会社ComTech 代表取締役会長 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

株式会社ComTech 代表取締役会長

社外取締役候補者とする理由

村山利栄氏は、投資銀行において、トップアナリストとして豊富な経験と幅広い見識を有しており、投資家の目線で当社の経営全般について助言と監督機能を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年2ヶ月であります。

候補者
番号

5

みなみかわ

ひでき

南川

秀樹

(1949年12月27日生)

所有する当社株式の数

一 株

取締役会への出席状況

一



新任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4 月 環境庁（現環境省）入庁
2002年 7 月 環境省 大臣官房審議官 就任
2005年 7 月 環境省 自然環境局長 就任
2006年 9 月 環境省 地球環境局長 就任
2008年 7 月 環境省 大臣官房長 就任
2010年 8 月 環境省 地球環境審議官 就任
2011年 1 月 環境事務次官 就任
2013年 7 月 環境省 顧問 就任
福島中間貯蔵等連絡調整推進本部長 就任
2013年 8 月 早稲田大学 客員上級研究員（環境経済論担当）就任（現任）
2014年 4 月 東京経済大学 経済学部客員教授 就任（現任）
2014年 6 月 一般財団法人日本環境衛生センター 理事長 就任（現任）
2015年 6 月 日本廃棄物団体連合会 会長 就任
2017年 6 月 株式会社ファンケル 社外監査役 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

早稲田大学 客員上級研究員
東京経済大学 経済学部客員教授
一般財団法人日本環境衛生センター 理事長
株式会社ファンケル 社外監査役

社外取締役候補者とする理由

南川秀樹氏は、環境省において環境事務次官を歴任し、気候変動枠組条約締結に尽力される等、広く国内外の環境行政に精通されていることから、当社の再生可能エネルギー事業において、専門的、かつ高い視点からの幅広い助言をいただけると判断し、社外取締役候補者としました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

6

かに え

蟹江

の り ち か

憲史

(1969年5月3日生)

所有する当社株式の数

一 株

取締役会への出席状況

一



新任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1999年11月 国際連合大学高等研究所 客員リサーチアソシエイト 就任
2001年10月 北九州市立大学法学部 助教授 就任
2003年 4月 東京工業大学大学院社会理工学研究科 助教授 就任
2009年 8月 持続可能な開発と国際関係研究所（IDDRI）客員教授 就任
2014年 7月 国際連合大学高等研究所 シニアリサーチフェロー 就任（現任）
2015年 4月 東京工業大学大学院社会理工学研究科 連携教授 就任
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授 就任（現任）
大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所 特別客員教員 就任（現任）
2015年 9月 東京大学国際高等研究所サステナビリティ学連携研究機構 客員教授 就任（現任）
2016年 4月 東京工業大学大学院社会理工学研究科 特定教授 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

国際連合大学高等研究所 シニアリサーチフェロー
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授
大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所 特別客員教員
東京大学国際高等研究所サステナビリティ学連携研究機構 客員教授
東京工業大学大学院社会理工学研究科 特定教授

社外取締役候補者とする理由

蟹江憲史氏は、国内外大学や、環境省及び経済産業省での各種委員等での活動を通じ、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に重要な役割を担っておられます。これらの経験から、当社の再生可能エネルギー事業において、高い視点で幅広い助言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

候補者
番号

7

たけうち ゆきお
竹内 行夫 (1943年7月20日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況

— 株

—



新任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1967年4月 外務省入省
1989年8月 在連合王国大使館 参事官 兼 在ロンドン総領事館総領事 就任
1991年1月 在連合王国大使館 公使 就任
1991年11月 内閣総理大臣秘書官（宮澤内閣）就任
1995年8月 在アメリカ合衆国大使館 特命全権公使 就任
2001年1月 在インドネシア大使館 特命全権大使 就任
2002年2月 外務事務次官 就任
2005年1月 外務省顧問 就任
2005年2月 一般社団法人日本経済団体連合会 特別顧問 就任
2006年11月 株式会社三菱東京UFJ銀行 顧問 就任
2007年9月 政策研究大学院大学 連携教授 就任
2008年10月 最高裁判所判事 就任
2013年10月 株式会社フジタ 顧問 就任（現任）
2014年4月 奈良県立大学 客員教授 就任（現任）
2017年4月 京都大学公共政策大学院 大学外部評価委員 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

京都大学公共政策大学院 大学外部評価委員
奈良県立大学 客員教授

社外取締役候補者とする理由

竹内行夫氏は、外務事務次官及び最高裁判所判事を歴任し、外交を通じて培われた豊富な海外ネットワークと幅広い知見を有していることから、当社の再生可能エネルギー事業の海外展開において有益な助言をいただけると判断し、社外取締役候補者としました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

8

よしかわ
芳川

ひざし
恒志

(1956年8月11日生)

所有する当社株式の数
一 株

取締役会への出席状況
一



新任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 通商産業省（現経済産業省）入省
1998年 6月 JETROニューヨークセンター貿易保険事務所長 就任
2001年 7月 資源エネルギー庁 石油流通課長 就任
2002年 6月 在ジュネーブ日本政府代表部参事官 就任
2006年 8月 国際エネルギー機関（IEA）課長 就任
2008年10月 経済協力開発機構（OECD）科学技術産業局次長 就任
2010年 1月 IEA長期戦略担当特別補佐官 就任
2011年 9月 東京大学公共政策大学院 特任教授 就任（現任）
2016年 4月 一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 就任（現任）
2016年 7月 公益財団法人笹川平和財団 顧問 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

東京大学公共政策大学院 特任教授
一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹
公益財団法人笹川平和財団 顧問

社外取締役候補者とする理由

芳川恒志氏は、経済産業省や国際エネルギー機関等における活躍から、エネルギー政策や地球温暖化対策に関する幅広い知識と国際的なネットワークを有しており、当社の再生可能エネルギー事業において、国際的な再生可能エネルギー開発動向を踏まえた幅広い助言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2.村山利栄氏の戸籍上の氏名は、志賀利恵であります。
- 3.芳川恒志氏につきましては、当社の取締役兼業について東京大学へ許可申請中であるため、2017年8月8日現在、就任の承諾を得ておりません。
- 4.当社は、水島正氏、村山利栄氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。また、南川秀樹氏、蟹江憲史氏、竹内行夫氏の選任が承認された場合、芳川恒志氏については選任後に取締役に就任された場合は、上記責任限定契約を各氏とも締結する予定です。
- 5.水島正氏、村山利栄氏、南川秀樹氏、蟹江憲史氏、竹内行夫氏、芳川恒志氏は、いずれも社外取締役候補者であり、当社は、社外取締役候補者のいずれも一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。なお、水島正氏、村山利栄氏は東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、南川秀樹氏、蟹江憲史氏、竹内行夫氏の選任が承認された場合、芳川恒志氏については選任後に取締役に就任された場合は、新たに各氏を独立役員として届け出る予定です。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役近藤一義氏、平田幸一郎氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における 地位	取締役会への 出席状況
1	さ だ とし き 新任 佐田 俊樹	社外監査役 独立役員	—
2	わ か ま つ ひ ろ ゆ き 新任 若松 弘之	社外監査役 独立役員	—

候補者
番号

1

さ だ と し き
佐田 俊樹 (1950年6月16日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
— 株 —



新任

社外監査役

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

1974年 4 月 野村證券株式会社 入社
1989年 6 月 Nomura France S.A. 社長 就任
1998年 6 月 野村證券金融経済研究所 所長 就任
2000年 6 月 野村アセットマネジメント株式会社 執行役員 就任
2003年 6 月 同社 執行役 就任
2005年 4 月 同社 顧問 就任
2005年 6 月 株式会社ジャフコ 社外監査役 就任
2011年 3 月 株式会社カヤック 社外監査役 就任
2012年 6 月 イー・アクセス株式会社 社外監査役 就任
2013年 7 月 ベアリング投信投資顧問株式会社 社外監査役 就任（現任）
2015年 6 月 株式会社キッツ 顧問 就任
2016年 7 月 株式会社グッドパッチ 社外監査役 就任（現任）

＜重要な兼職の状況＞

株式会社グッドパッチ 社外監査役

社外監査役候補者とする理由

佐田俊樹氏は、大手証券会社勤務経験、大手投資会社及び事業会社での社外監査役勤務経験を通じて、企業監査に関する専門的で幅広い知識・知見を有していることから、当社の経営全般について監査・監督機能を果たしていただけると判断し、社外監査役候補者となりました。



新任

社外監査役

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

1995年 4 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1998年 4 月 公認会計士登録
2008年10月 公認会計士若松弘之事務所設立 代表 就任（現任）
2010年 6 月 株式会社ウィザス 社外監査役 就任（現任）
2010年 8 月 税理士登録
2011年 6 月 株式会社イースタン 社外監査役 就任
2012年 6 月 株式会社ミクシィ 社外監査役 就任（現任）
2014年10月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 非常勤講師 就任
2015年 3 月 キャスタリア株式会社 社外監査役 就任（現任）
2015年 6 月 生活協同組合パルシステム東京 員外監事 就任（現任）
パイオニア株式会社 社外監査役 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

公認会計士若松弘之事務所 代表
株式会社ウィザス 社外監査役
株式会社ミクシィ 社外監査役
パイオニア株式会社 社外監査役

社外監査役候補者とする理由

若松弘之氏は、公認会計士として大手監査法人での勤務経験及び上場企業での社外監査役勤務経験を通じて、会計に関する専門知識のみならず企業監査に関する専門的で幅広い知識・知見を有していることから、当社の経営全般について監査・監督機能を果たしていただけると判断し、社外監査役候補者となりました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、佐田俊樹氏、若松弘之氏の選任が承認された場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を両氏と締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
- 3.佐田俊樹氏、若松弘之氏は、いずれも社外監査役候補者であり、当社は、社外監査役候補者のいずれも一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。なお、両氏の選任が承認された場合、両氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

新任	あんど う	じゅん い ち ろ う	所有する当社株式の数 一 株
	安東	淳一郎 (1973年3月22日生)	

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1995年 4 月 株式会社熊谷組 入社
- 2003年 4 月 同社 本社 経営企画本部
- 2005年 4 月 同社 本社 社長室
- 2007年 3 月 同社 本社 内部統制推進室 課長 就任
- 2009年 4 月 同社 本社 管理本部主計部 課長 就任
- 2013年 8 月 当社入社 内部監査室
- 2017年 4 月 当社 内部監査室 室長 (現任)

補欠監査役候補者とする理由

安東淳一郎氏は、建設会社の内部統制部門での勤務経験及び当社の内部監査室責任者としての勤務経験から、内部統制、内部監査に関する業務知識、実務経験が豊富であり、当社の経営全般に対する監査・監督機能を果たすことができると判断し、補欠監査役候補者となりました。

- (注) 1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、安東淳一郎氏の選任が承認され、監査役に就任された場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を同氏と締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

以 上

＜社外役員の独立性判断基準＞

株式会社レノバ（以下、「当社」という）は、当社の適正なガバナンスの客観性及び透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という）の出身者（注1）
2. 当社の大株主（注2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - （ア）当社グループの主要な取引先（注3）
 - （イ）当社グループの主要な借入先（注4）
 - （ウ）当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（注9）に限る）に該当する者
9. 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者（本基準において「業務執行者」と総称する）及び過去10年間に当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：大株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社グループの発注先又は受注先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超える者をいう。

注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

- （1）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、過去3事業年度の平均で年間1千万円を超えるときを多額という。
- （2）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の過去3事業年度の平均が、当該団体の前年度の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。

注6：当社グループから過去3事業年度の平均で年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。

当該寄付を受けている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7：社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役又は社外監査役である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9：重要な者とは、取締役及び執行役員をいう。

MEMO

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、前連結会計年度に引き続き、緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況の中、国内再生可能エネルギー市場においては、**固定価格買取制度 (FIT)**^{Q1}下の買取実績及び設備認定容量が増加基調にあります。しかし、事業化される見込みの薄い多数の太陽光発電所等の設備認定案件により送電網が押さえられ、一部地域においては新規の有望案件の事業推進が困難になる状況が生じていました。この状況を踏まえ、2016年6月には認定制度の変更等を企図した改正FIT法が公布されました。同法は2017年4月より施行され、市場の健全化・活性化が期待されています。また、2015年7月に経済産業省・資源エネルギー庁から公表された「長期エネルギー需給見通し」において掲げられた2030年度の目標（国内総発電量に占める再生可能エネルギー発電の割合を22～24%とする目標）の達成に向け、再生可能エネルギー導入に対する政府の支援姿勢は継続しています。今後も、太陽光発電に加え、成長余地の大きいバイオマス発電、洋上・陸上風力発電、地熱発電等の国内再生可能エネルギー市場は、より一層拡大していく見通しです。

当連結会計年度における当社グループの事業については、「再生可能エネルギー発電事業」において運転開始済みの大規模太陽光発電所の発電量が好調に推移しました。2016年4月（**当社の連結会計年度**^{Q2}としては当連結会計年度である2017年5月期）には、熊本県菊

池郡大津町において出力19.0MW（以降、太陽光発電の出力はモジュールベースの発電容量）の大規模太陽光発電（大津ソーラー匿名組合事業）が運転を開始しています。また、茨城県潮来市における株式会社水郷潮来ソーラーにおいては出力0.5MWの設備増強を行いました。この結果、当社グループの太陽光発電所は合計出力141.8MWとなりました。

2016年5月（当社の連結会計年度としては2017年5月期）からは、秋田県秋田市の出力20.5MW（以降、バイオマス発電の出力は発電端出力ベースの発電容量）のバイオマス発電所（ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社）が運転を開始し、太陽光以外の再生可能エネルギー電源への事業展開を実現しています。さらに2016年10月には、岩手県九戸郡軽米町において実施される大規模太陽光発電（軽米東ソーラー匿名組合事業、出力80.8MW）への出資を行い、2015年11月に出資した軽米西ソーラー匿名組合事業（出力48.0MW）と共に、運転開始に向けて順調に工事が進んでいます。

「再生可能エネルギー開発・運営事業」においては、建設着工済み又は運転開始済みの発電所**SPC**^{Q3}からの定常的な**運営管理報酬**^{Q4}や**配当・匿名組合分配益**^{Q5}に加え、軽米東ソーラー匿名組合事業に関する**事業開発報酬**^{Q6}が収益として計上されています。また、開発人員を増員して、今後の成長の原動力となる、バイオマス発電、洋上・陸上風力発電及び地熱発電等の事業開

Q の文言は、用語解説をP67-P68に掲載しております。

事業報告

発に注力してきました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は8,265百万円（前連結会計年度比3.4%減）となりました。前連結会計年度の期中において連結子会社化をした株式会社富津ソーラー及び運転開始をした那須塩原ソーラー匿名組合事業の業績が、当連結会計年度においては通期で寄与したことにより売上高は1,793百万円増加しました。一方、「プラスチックリサイクル事業」の連結子会社3社の株式譲渡に伴って売上高が2,435百万円減少しました。これらの増減を主因として、売上高は291百万円減少しています。なお、「プラスチックリサイクル事業」を除いた売上高は7,124百万円と、前連結会計年度に比べて2,144百万円（43.0%）の増加となっています。

EBITDA（経常利益＋純支払利息＋減価償却費＋電力負担金償却＋のれん償却額＋開業費償却）は5,072百万円（前連結会計年度比24.4%増）となりました。売上高の増減要因と同様に、株式会社富津ソーラー及び那須塩原ソーラー匿名組合事業の通期業績寄与によりEBITDAが1,304百万円増加した一方で、「プラスチックリサイクル事業」の連結子会社3社の株式譲渡に伴ってEBITDAが608百万円減少しました。これらを主因として、EBITDAは994百万円増加しています。なお、EBITDAの売上高に対する比率であるEBITDAマージンは61.4%（前連結会計年度比13.7ポイント増）となりました。

営業利益は2,794百万円（前連結会計年度比32.7%増）となりました。営業利益の増加688百万円は、株式会社富津ソーラー及び那須塩原ソーラー匿名組合事業の通期業績寄与が主因です。

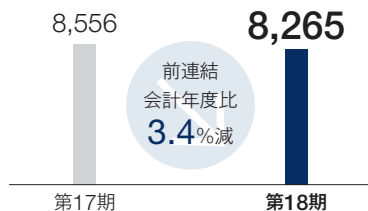
経常利益は1,845百万円（前連結会計年度比41.1%増）となりました。経常利益の増加537百万円についても、前述の株式会社富津ソーラー及び那須塩原ソーラー匿名組合事業の通期業績寄与が主因です。

親会社株主に帰属する当期純利益は2,023百万円（前連結会計年度比562.0%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、株式会社富津ソーラー及び那須塩原ソーラー匿名組合事業の通期業績寄与により327百万円増加しました。また、当連結会計年度には特別利益として関係会社株式売却益2,350百万円、段階取得に係る差益208百万円を計上した一方で、特別損失として投資有価証券評価損544百万円、事業整理損271百万円、貸倒損失148百万円等が計上されています。これらの増減により、前連結会計年度に比べて親会社株主に帰属する当期純利益は1,718百万円増加しています。

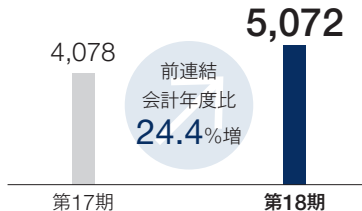
なお、各セグメントの業績数値につきましては、セグメント間の内部取引高等を含めて表示しています。

また、セグメント利益は、EBITDAにて表示しています。再生可能エネルギー事業は多額の初期投資を必要とする事業であり、全体の費用に占める減価償却費等の償却費の割合が大きい傾向にあります。当社グループでは、一過性の償却負担に過度に左右されることなく、企業価値の増大化を目指し、もって株式価値の向上に努めています。そのため、業績指標として金利・税金・償却前利益であるEBITDAを重視しています。

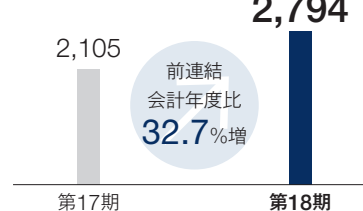
売上高 (百万円)



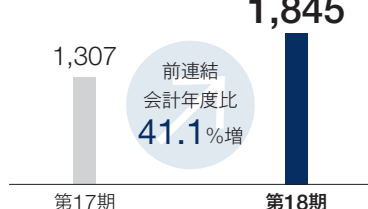
EBITDA (百万円)



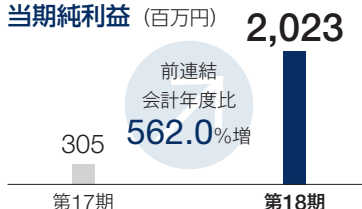
営業利益 (百万円)



経常利益 (百万円)

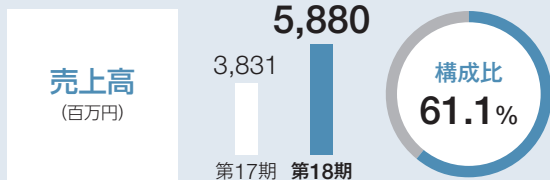


親会社株主に帰属する



主なセグメント別の概況は、以下のとおりです。

再生可能エネルギー発電事業

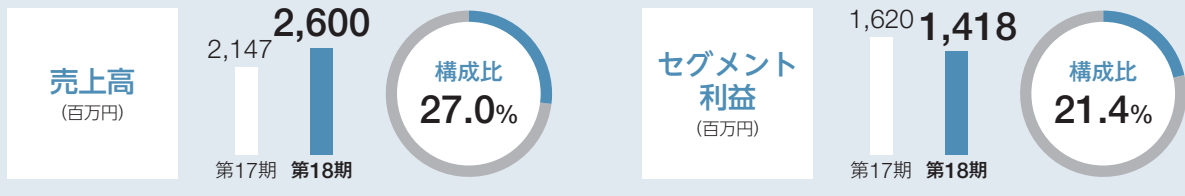


事業の概況

運転開始済み発電所の発電量が好調に推移したことに加え、前述した株式会社富津ソーラー及び那須塩原ソーラー匿名組合事業の業績が通期で寄与したことにより、当連結会計年度における「再生可能エネルギー

発電事業」の売上高は5,880百万円（前連結会計年度比53.5%増）、セグメント利益（セグメントEBITDA）は4,952百万円（前連結会計年度比47.5%増）となりました。

再生可能エネルギー開発・運営事業



事業の概況

当連結会計年度においても、建設着工済み又は運転開始済みの発電所SPCからの定常的な運営管理報酬や配当・匿名組合分配益を計上しました。また、2016年10月には他社との共同出資により、岩手県にて開発を進めている軽米東ソーラー匿名組合事業の大規模太陽光発電（出力80.8MW）に関する事業開発報酬の売上を計上しています。

この結果、当連結会計年度における「再生可能エネルギー開発・運営事業」の売上高は2,600百万円（前

連結会計年度比21.1%増）、セグメント利益（セグメントEBITDA）は1,418百万円（前連結会計年度比12.5%減）となりました。売上高の増加453百万円は主に事業開発報酬の増加560百万円によるものです。セグメント利益の減少202百万円は主に開発人員増加に伴う人件費、地代家賃等の増加に加え、セグメント間の受取配当金の減少305百万円により、売上高の増加が相殺されたことによるものです。

プラスチックリサイクル事業

事業の概況

「プラスチックリサイクル事業」は、当社連結子会社の株式会社エコスファクトリー及び株式会社グリーンループの落札量が前年と同水準を維持したため、操業は堅調に推移しました。

なお、当社はこれまで当社グループ内で「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社の全株式を2016年8月末日までに譲渡しました。当該譲渡の結果、2016年8月以降の期間において、「プラス

チックリサイクル事業」は当社グループの業績に現れません。

この結果、当連結会計年度における「プラスチックリサイクル事業」の売上高は1,140百万円（前連結会計年度比68.1%減）、セグメント利益（セグメントEBITDA）は246百万円（前連結会計年度比71.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した当社グループの設備投資の総額は241百万円であり、その主な内容は

以下の表のとおりです。

社名	固定資産の種類	金額
株式会社水郷潮来ソーラー	機械装置等	115,765千円
株式会社レノバ	建物附属設備等	105,237

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社は、2017年2月23日に東京証券取引所マザーズ市場に上場をし、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資等も含めて586百万円の資金調達を行いました。また、当社グループは金融機関から5,593百万円の借入を実行しています。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2016年10月21日付で軽米東ソーラー匿名組合事業に出資し、同社を持分法適用の関連会社としました。また、連結子会社である那須塩原ソーラー匿名組合事業及び株式会社水郷潮来ソーラーの出資持分及び株式をそれぞれ2016年6月16日、2016年9月29日に追加取得しました。2017年4月26日には持分法適用の関連会社であった大津ソーラー匿名組合事業の出資持分を追加取得し、連結子会社としました。

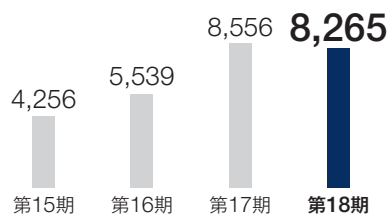
また、「プラスチックリサイクル事業」につきましては、連結子会社である株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉について当社が保有する全株式を2016年8月末までに譲渡しました。

(2) 財産及び損益の状況

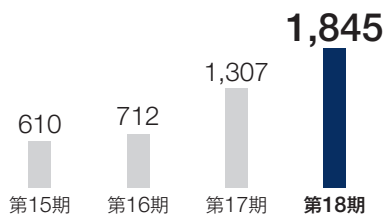
① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第15期 2014年5月期	第16期 2015年5月期	第17期 2016年5月期	第18期 当連結会計年度 2017年5月期
売上高	(千円)	4,256,577	5,539,928	8,556,254	8,265,097
経常利益	(千円)	610,092	712,933	1,307,972	1,845,524
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	274,809	433,568	305,678	2,023,688
1株当たり当期純利益	(円)	67.89	107.11	75.49	114.03
総資産	(千円)	9,801,427	27,968,999	51,613,283	53,915,275
純資産	(千円)	2,371,639	3,497,422	5,134,850	7,484,394
1株当たり純資産	(円)	565.17	661.98	908.51	365.20

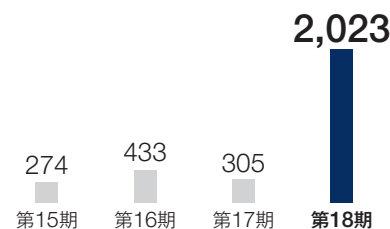
売上高 (百万円)



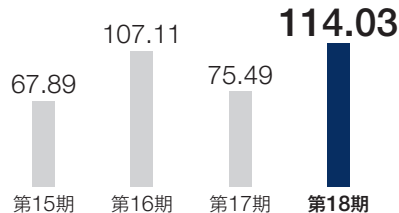
経常利益 (百万円)



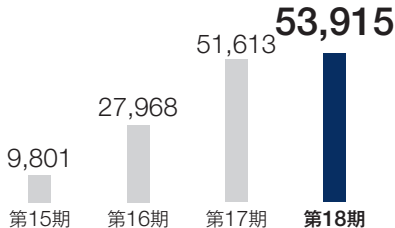
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



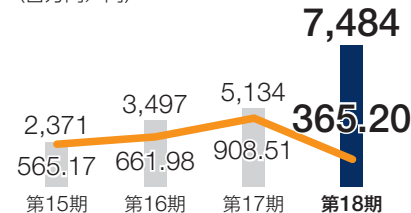
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



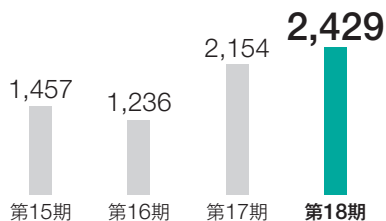
■純資産／○1株当たり純資産
(百万円／円)



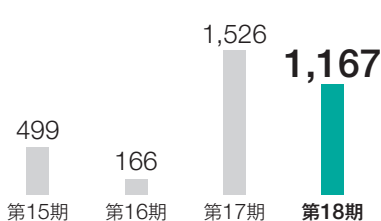
② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第15期 2014年5月期	第16期 2015年5月期	第17期 2016年5月期	第18期 当事業年度 2017年5月期
売上高	(千円)	1,457,965	1,236,530	2,154,026	2,429,988
経常利益	(千円)	499,085	166,653	1,526,351	1,167,039
当期純利益	(千円)	311,208	43,072	1,348,620	1,712,290
1株当たり当期純利益	(円)	19.22	2.66	83.26	96.49
総資産	(千円)	5,596,908	8,016,527	12,295,120	14,574,053
純資産	(千円)	2,819,301	2,862,374	5,151,494	7,450,167
1株当たり純資産	(円)	174.13	176.79	294.19	405.27

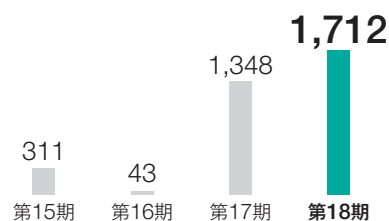
売上高 (百万円)



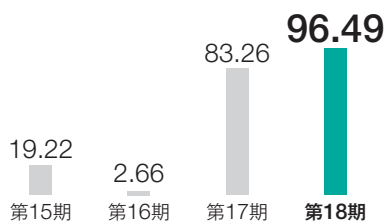
経常利益 (百万円)



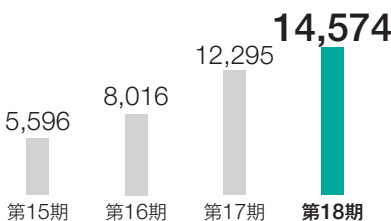
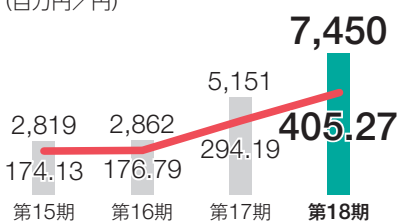
当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)

■純資産／－1株当たり純資産
(百万円／円)

(注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 1株当たり当期純利益の算出に際しては、期中平均発行済株式数によっています。

3. 1株当たり純資産の算出に際しては、期末発行済株式総数によっています。

4. 売上高には、消費税等は含まれていません。

5. 当社は、2014年4月28日付で普通株式1株につき100株、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っています。第15期期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しています。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 もしくは匿名 組合預かり金の 拠出割合 ^{※1}	主要な事業内容
株式会社レノバ・アセット・ マネジメント	9,500千円	100.0%	再生可能エネルギー発電事業に関する支援を行っています。
株式会社水郷潮来ソーラー	90,000	68.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
株式会社富津ソーラー	90,000	51.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
株式会社菊川石山ソーラー	90,000	63.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	90,000	61.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
九重ソーラー匿名組合事業	－	100.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
那須塩原ソーラー匿名組合事業	－	100.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
大津ソーラー匿名組合事業 ^{※2}	－	100.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
瑞諾華股份有限公司 (通称 レノバ台湾)	140,033 千新台湾ドル	100.0	台湾における洋上風力発電事業の開発に係る包括的な支援を行っています。

※1 株式会社については議決権比率、匿名組合事業については匿名組合預かり金の拠出割合を記載しています。なお、瑞諾華股份有限公司は、株式会社のため、議決権比率を記載しています。

※2 当社は、2017年4月26日付で大津ソーラー匿名組合事業の持分を買い増したことにより、同匿名組合事業を持分法適用の関連会社から連結子会社としました。

(4) 主要な事業内容 (2017年5月31日現在)

当社グループは、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し、重要な社会的課題を解決する」という経営理念のもと、大規模太陽光発電、バイオマス発電、洋上・陸上風力発電、地熱発電等の複数種類電源（マルチ電源）の発電所を開発し、所有・運営することを事業の目的としています。

当社グループは、(Ⅰ) 長期に亘る再生可能エネルギー発電所の所有と当該発電所による売電（「再生可能エネルギー発電事業」）及び(Ⅱ) 新たな発電所の開発と運転開始済み発電所の運営管理（「再生可能エネルギー開発・運営事業」）を主な事業として取り組んでいます。当社グループは、当社に加え、運転開始済みの発電事業を運営する連結子会社7社及び関連会社1社を中心に

構成されています。

なお、当社グループの事業は、「再生可能エネルギー発電事業」、「再生可能エネルギー開発・運営事業」及び「プラスチックリサイクル事業」の3つの報告セグメントに区分されていました。当社グループは、今後市場成長が期待され、かつ社会的意義の大きい再生可能エネルギー分野へ経営資源を集中させるべく、2017年5月期第1四半期に、「プラスチックリサイクル事業」を担う当社連結子会社の全株式の譲渡を実施しました。当連結会計年度末現在において当社グループは「プラスチックリサイクル事業」を行っていません。

① 市場の概要

(再生可能エネルギー業界の概観)

再生可能エネルギーは世界的なエネルギー政策の潮流であり、また、2011年の東日本大震災及び福島第一原子力発電所における事故を経て、日本政府は国内に

おける再生可能エネルギーの導入拡大を目的とし、固定価格買取制度（FIT）を導入しました。FIT法に基づく再生可能エネルギーの買取価格及び買取期間は、下記表のとおりです。

【固定買取価格の推移及び買取期間一覧表】

再生可能エネルギー 発電設備の区分等		参入時期別の買取価格 (1kWhあたり) (税別)				買取 期間
電源	種類・規模	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
太陽光	2,000kW以上	24円	入札制に移行			20年間
バイオマス	間伐材等由来 2,000kW以上	32円				20年間
	一般木質等 20,000kW以上	24円	21円 (2017年9月末まで24円)			20年間
風力	陸上 20kW以上	22円	21円 (2017年9月末 まで22円)	20円	19円	20年間
	洋上 20kW以上	36円				20年間
地熱	15,000kW以上	26円				15年間
	15,000kW未満	40円				15年間

出典：経済産業省ウェブサイトより抜粋

- (注) 1. kW (キロ・ワット)、MW (メガ・ワット) は電力の大きさを示す単位で、MWは千kW (キロ・ワット) 又は百万W (ワット) と同じ大きさを意味します。
2. 買取価格は、各年度の期間内にFIT法に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間に亘り適用される、固定の電力買取価格（消費税抜表示）を示しています。
3. 表示年度は各年4月から翌年3月までの期間を意味します。
4. バイオマスの買取価格設定区分は下記のとおりです。
- 間伐材等由来：国内発生 の未利用間伐・主伐材等
- 一般木質等：製材端材、輸入材、パーム椰子殻、もみ殻、稲わら等

事業報告

また、日本政府は2015年7月に「エネルギーミックス」を公表し、現在の再生可能エネルギー発電の比率を2030年度までに22%～24%程度に高めることを目標として掲げました。このため、今後再生可能エネルギー

発電市場の更なる拡大が期待されています。なお、国内再生可能エネルギー発電市場の成長性は次のように見込まれています。

【国内再生可能エネルギー発電量（GWh／年）】

	太陽光	バイオマス	風力	地熱	水力
2013年度実績	11,400	17,600	5,200	2,600	84,900
2030年度政府目標	74,900	39,400～49,000	18,200	10,200～10,300	93,900～98,100
成長倍率	約6.6倍	約2.2～2.8倍	約3.5倍	約3.9～4.0倍	約1.1～1.2倍

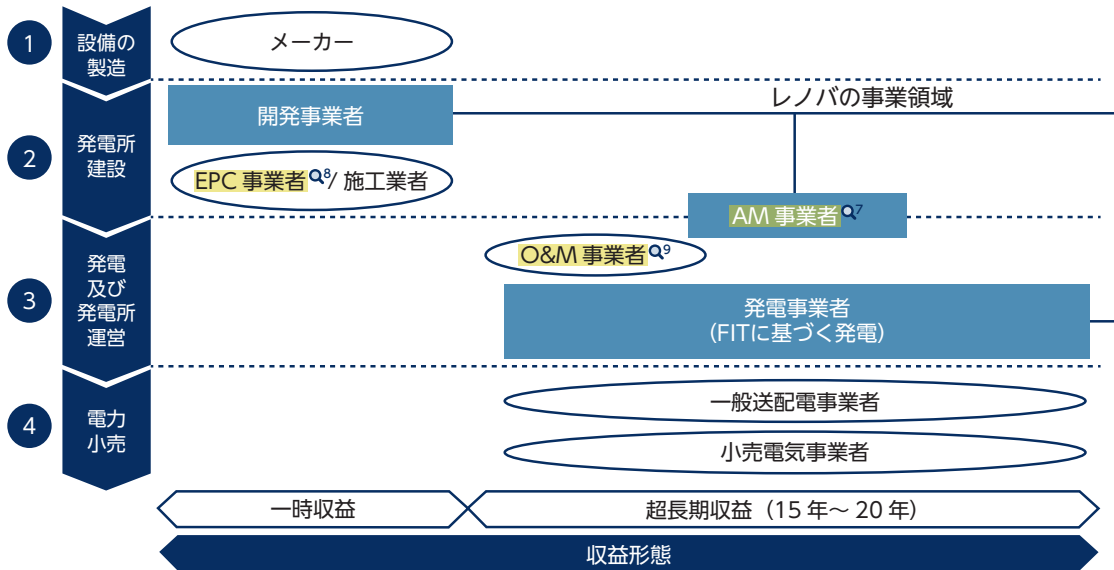
出典：経済産業省・資源エネルギー庁「日本のエネルギー 2015年度版」

（当社グループの事業領域）

当社グループが手掛ける事業は（Ⅰ）長期に亘る再生可能エネルギー発電所の所有と当該発電所による発電（「再生可能エネルギー発電事業」）及び（Ⅱ）新た

な発電所の開発と運転開始済み発電所の運営管理（「再生可能エネルギー開発・運営事業」）であり、下記の図のとおり位置づけられます。

【当社グループの事業領域】



② 再生可能エネルギー発電事業

「再生可能エネルギー発電事業」は、当社の連結子会社及び関連会社が所有する再生可能エネルギー発電所が発電した電力を、FITに則り**小売電気事業者又は一般送配電事業者**に販売する事業です。当社グループは「再生可能エネルギー開発・運営事業」において開発した発電所を連結子会社又は関連会社として長期に亘り所有し、当該発電所の売電収入を「再生可能エネルギー発電事業」の収益として計上しています。FITに則った

売電についてはFIT法に基づき所定の買取期間に亘り売電価格が保証されるため、「再生可能エネルギー発電事業」は長期的に安定した収益が見込まれます。

現在、当社グループは、2017年5月31日時点において、大規模太陽光発電に関しては連結子会社7社において、バイオマス発電に関しては関連会社1社において発電・売電を行っています。現在運転中の発電所の概要及び売電契約先の状況は以下のとおりです。

【運転中の大規模太陽光発電所一覧】（2017年5月31日現在）

出資先名称	事業者	住所	出資割合 (連結区分)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり)	発電 開始時期	売電契約先
株式会社 水郷潮来ソーラー	同左	茨城県 潮来市	68.0% (連結)	15.3	40円	2014年2月 (運転中)	● 東京電力株式会社 ● ミツウロコグリーン エネルギー株式会社
株式会社 富津ソーラー	同左	千葉県 富津市	51.0% (連結)	40.4	40円	2014年7月 (運転中)	● 東京電力株式会社 ● ミツウロコグリーン エネルギー株式会社
株式会社 菊川石山ソーラー	同左	静岡県 菊川市	63.0% (連結)	9.4	40円	2015年2月 (運転中)	● 中部電力株式会社 ● ミツウロコグリーン エネルギー株式会社
株式会社 菊川堀之内谷 ソーラー	同左	静岡県 菊川市	61.0% (連結)	7.5	40円	2015年2月 (運転中)	● 中部電力株式会社 ● ミツウロコグリーン エネルギー株式会社
九重ソーラー 匿名組合事業	合同会社 九重ソーラー	大分県 玖珠郡 九重町	100.0% (連結)	25.4	40円	2015年5月 (運転中)	● 九州電力株式会社 ● ミツウロコグリーン エネルギー株式会社
那須塩原ソーラー 匿名組合事業	合同会社 那須塩原ソーラー	栃木県 那須 塩原市	100.0% (連結)	24.8	40円	2015年9月 (運転中)	● 東京電力株式会社 ● ミツウロコグリーン エネルギー株式会社
大津ソーラー 匿名組合事業	合同会社 大津ソーラー	熊本県 菊池郡 大津町	100.0% (連結)	19.0	36円	2016年4月 (運転中)	● 九州電力株式会社 ● ミツウロコグリーン エネルギー株式会社

(注) 1. 出力はモジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記です。

2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各年度の期間内にFIT法に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間（20年間）に適用される、固定の電力買取価格（消費税抜表示）を示しています。

【運転中のバイオマス発電所一覧】（2017年5月31日現在）

出資先名称	事業者	住所	出資割合 (連結区分)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり)	発電 開始時期	売電契約先
ユナイテッド リニューアブル エナジー株式会社	同左	秋田県 秋田市	30.8% (持分法)	20.5	間伐材等由来 32円及び 一般木質等由来24円	2016年5月 (運転中)	● 東北電力株式会社 ● ミツウロコグリーン エネルギー株式会社

- (注) 1. 出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。
2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各年度の期間内にFIT法に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間（20年間）に適用される、固定の電力買取価格（消費税抜表示）を示しています。

③ 再生可能エネルギー開発・運営事業

「再生可能エネルギー開発・運営事業」は、再生可能エネルギー発電所のデベロッパーとして、新しい発電所の企画・開発及び建設管理を行い、その後の運営・管理も行う事業です。

当社はプロジェクトを遂行するSPCを設立し、資金的な制約の中で複数のプロジェクトへの投資を実現させるため、SPCの設立当初は、当社出資比率を原則として持分法適用水準としています。SPCが再生可能エネルギー発電所の運転開始後の売電による安定したキャッシュ・フローを計上できる段階から、順次出資比率を高め、SPCを連結子会社化する方針を有しています。発電所の保守・運営業務はO&M事業者が行い、SPCの運営管理は当社グループのAM事業者が行います。

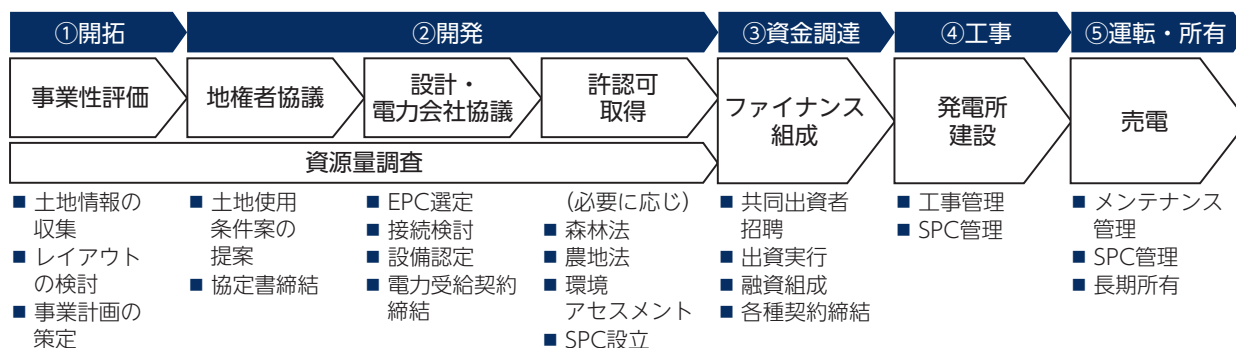
「再生可能エネルギー開発・運営事業」は、当社が主導又は参画して開発する再生可能エネルギー発電所の開発成功時に発電所を所有するSPCから支払われる報酬（事業開発報酬）、発電所の建設・運営管理に係る報酬（運営管理報酬）及び配当・匿名組合分配益を収益として計上しています。年間の事業開発報酬の総額は新規発電所の開発状況により変化し、年によっては「再

生可能エネルギー開発・運営事業」における他の収益に比べて多額となることがあります。そのため「再生可能エネルギー開発・運営事業」の業績は、「再生可能エネルギー発電事業」と異なり大きく変動する傾向にあります。

（事業開発から運転開始までの流れの概要と当社の役割）

再生可能エネルギー発電所の事業開発から運転までの流れは、案件候補の「開拓」、土地確保・発電所の設計・許認可取得等の「開発」、出資・融資両面での「資金調達」、発電所の「工事」及び「運転・所有」に大別されます。

【再生可能エネルギー発電所の事業開発における一般的なプロセス】



(注) 上記は開発プロセスの例示であり、案件によって異なります。また、案件によっては「②開発」における一部のプロセスが「③資金調達」における融資実行の前提条件となる場合もあります。

（開発中の案件）

当社の開発中の案件に係る進捗評価基準は次のとおりです。案件の進捗度合いに応じて、①ファイナンス関連契約及びプロジェクト関連契約が締結され発電所工事に着手済の「建設中案件」、②開発が一定程度進捗している「推進中案件」及び③当社の経営会議にて一定の事業性が確認され、経営資源を投下の上での事業

開発の推進が認められた「初期検討案件」と分類しています。案件開発が成功し各発電所の運転開始に至る確率は、①建設中案件が最も高く、②推進中案件は今後の開発進捗に伴い計画が変更又は中止となる可能性もあり、③初期検討案件は今後の調査検討に伴い中止となる可能性が相応にあります。

【開発中の案件の分類】（2017年5月31日現在）

	①建設中案件	②推進中案件	③初期検討案件
太陽光			
バイオマス	● ローン契約締結済 ● 工事着手済	● 主要な地権者・地域及びその他関係者同意取得済 ● 環境アセスメント^{Q11}開始済（必要のある場合）	● 設備認定取得済 ● 燃料調達等の実現可能性確認済 ● 風況観測による資源量確認済 ● 地表調査及び掘削調査による資源量確認済
風力			
地熱			
			● 事業性に関する一定の社内確認済

事業報告

当社は大規模太陽光発電、バイオマス発電、洋上・陸上風力発電及び地熱発電の電源毎に専属チームを立ち上げ、電源毎に複数案件の事業開発を日本全国で進めています。

なお、開発中の案件は当社が主導して開発を実施し、SPCに対する出資持分についても当社が筆頭の出資者となる「当社主導」案件と、パートナー企業と共同で事業を開発する「共同推進」案件に分類しています。

【開発中の案件一覧 ①建設中案件】（2017年5月31日現在）

出資先名称	事業者	住所	出資割合 (連結区分)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり)	建設 着手時期	売電契約先
軽米西ソーラー 匿名組合事業	合同会社 軽米西ソーラー	岩手県 九戸郡 軽米町	38.0% (持分法)	48.0	36円	2016年3月 (建設中)	● 東北電力株式会社
軽米東ソーラー 匿名組合事業	合同会社 軽米東ソーラー	岩手県 九戸郡 軽米町	38.5% (持分法)	80.8	36円	2016年12月 (建設中)	● 東北電力株式会社

- (注) 1. 太陽光の出力はモジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記です。
2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各発電設備に対してFIT法に基づき適用されている固定買取価格（消費税抜表示）を示しています。
3. 当社は軽米西ソーラー匿名組合事業及び軽米東ソーラー匿名組合事業に関して、他の出資者（共同スポンサー）と出資を行っています。当社は2017年5月31日現在において、「匿名組合出資持分等の譲渡に関する覚書」に基づき発電所竣工後、段階的に共同スポンサーの匿名組合出資持分を買い増す権利を有しています。
4. 軽米西ソーラー発電所の竣工は2019年7月、軽米東ソーラー発電所の竣工は2019年12月を予定していますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
5. 軽米西ソーラー発電所及び軽米東ソーラー発電所は「当社主導」案件です。

【開発中の案件一覧 ②推進中案件】（2017年5月31日現在）

地域／電源	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり)	環境アセスメント	案件形態 (当社主導／共同推進)
三重県四日市市 (太陽光)	20程度	36円	必要あり	当社主導
栃木県 (太陽光)	20程度	36円	必要なし	当社主導

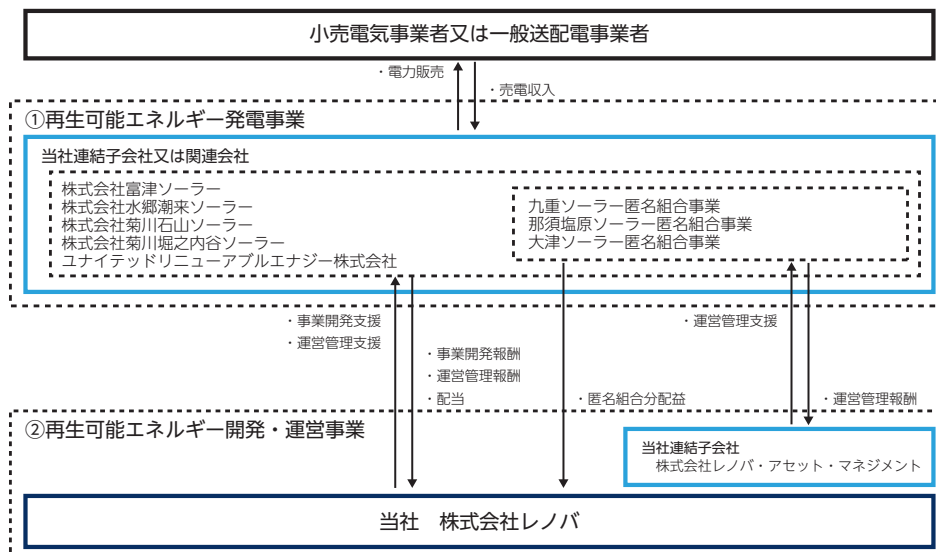
- (注) 1. 太陽光の出力はモジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記です。なお、出力規模は今後の詳細設計に伴い変動する可能性があります。
2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各発電設備に対してFIT法に基づき適用されている買取価格（消費税抜表示）を示しています。

【開発中の案件一覧 ③初期検討案件】（2017年5月31日現在）

地域／電源	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり)	環境アセスメント	案件形態 (当社主導／共同推進)
宮城県仙台市 (バイオマス)	75程度	24円	必要あり	当社主導
静岡県御前崎市 (バイオマス)	75程度	24円	必要あり	当社主導
秋田県由利本荘市 (洋上風力)	560程度	－	必要あり	当社主導
福島県 (陸上風力)	150程度	22円	必要あり	共同推進
北海道函館市 (地熱)	未定	－	必要なし	当社主導
熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (地熱)	未定	－	必要なし	共同推進

- (注) 1. 初期検討案件の一覧表は、2017年5月31日現在において、一般公知となった代表的な案件に限定したものであり、このほかに開発中の未公表案件があります。
2. 太陽光の出力はモジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記です。バイオマスの出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。なお、出力規模は今後の詳細設計に伴い変動する可能性があります。
3. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各発電設備に対してFIT法に基づき適用されている買取価格（消費税抜表示）を示しています。
4. 地熱発電に関しては、上記2箇所での地熱資源調査を実施しており、両プロジェクトはJOGMEC（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）による地熱資源開発調査事業に採択されています。

【主な事業系統図】



(5) 対処すべき課題

当社グループは、再生可能エネルギー市場に参入した2012年から、安定的な収益獲得が見込め、保有開発案件（パイプライン）の着実な開発による収益成長が期待できる大規模太陽光発電を中心とした開発を行ってまいりました。この結果、当社グループの大規模太陽光発電は、運転開始済み及び現在開発中案件を合算すると国内有数の規模を有する事業に成長しました。

現在、当社グループでは太陽光以外の再生可能エネルギー電源開発を推進し、バイオマス発電及び洋上・陸上風力発電を注力領域と位置づけ、経営資源を集中的に投下して開発を行っています。2016年5月には、当社の関連会社であるユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社が秋田県に所有する木質バイオマス発電所が発電を開始しました。

また、将来に向けた布石として地熱発電に対する先行投資を行っており、長期的な視点に立った新規開発案件の調査及び開拓を進めています。

以上のとおり、当社グループでは再生可能エネルギー電源開発の多様化（マルチ電源化）を推進しています。

新たな事業領域での開発に係る各課題への適切な対処に加え、事業規模の拡大に伴いより高度な経営管理体制の構築が求められる中、当社グループでは以下の項目に取り組んでいきます。

① 新規の再生可能エネルギー発電案件の開拓

当社グループが所有する電源のマルチ電源化を一層推進するためには、案件情報の収集及び開発可能性の

見極めを効率的に行う必要があります。

そのため、専門人材の採用及び育成に加え、省庁・自治体、学術機関、業界団体、工事会社、メーカー及び金融機関等との幅広いネットワークの強化や、共同事業を行うパートナー候補企業との積極的な情報交換等を行っていきます。

② 再生可能エネルギー発電所の確実な開発

一定の事業性が認められた案件の開発を、着実かつ迅速に推進することは、当社グループの持続的な成長を実現する上で必要です。

当社グループは今後も地域社会や環境に配慮しつつ、当社の開発基準に見合った収益性を確保した上で、地権者協議、発電所設計、電力会社協議及び許認可取得等、事業化に向けて着実かつ迅速に開発を進めていきます。また、建設工程においても、工程管理やコスト管理を徹底し、運転開始までのスケジュールを順守していきます。

③ 運転開始済み発電所による安定的キャッシュ・フローの創出

当社グループの所有する既存発電所による安定的なキャッシュ・フローの創出は、当社グループが長期的かつ持続的な事業開発を行う上で重要です。

運転開始済み発電所においては、適切なメンテナンス及びモニタリング体制を構築することで、安定的な稼働が実現されています。

当社グループでは引き続き、安定的なキャッシュ・フローの創出のために運転開始済み発電所の適切な運営に取り組んでいきます。また、前述の新規案件の開拓と確実な開発及びマルチ電源化を推進し、キャッシュ・フローの更なる拡大及び安定化に取り組んでいきます。

④ 事業パートナーシップの強化及び拡大

大型案件や先進的案件への取り組みを持続的に行うためには、有力なパートナー企業と協力することが重要です。

当社グループは、有力パートナー企業との連携を一層強化し、再生可能エネルギー事業の新たなノウハウと実績を蓄積し、更なる事業の好循環を目指して経営を行っていきます。

⑤ 発電所SPC持分の追加取得による内部成長

当社は、資金制約がある中でもより多くの案件を早期に事業化することを志向しています。そのため、開発段階における投資資金の配分を分散化させるべく、案件成立時点における発電所SPCの当社出資比率は原則として持分法適用水準としています。しかし、将来

的に当該SPCの出資持分を追加取得し、連結化又は出資持分比率向上を進めることは、事業期間を通じた当社のリターンの最大化に寄与し、内部成長を実現します。

当社グループは、既存の大規模太陽光発電所、バイオマス発電所及び今後開発を行う新規の発電所においても、内部成長の実現に取り組んでいきます。

⑥ 事業投資及び経営に関する指標設定と運営

当社グループでは、経営原則として「株式価値の持続的な創出」を掲げています。これに関連し、当社グループは、新規再生可能エネルギー事業への投資判断にあたり、出資金額に対する内部収益率（IRR）の見込み値が一定の水準を超えることを原則としています。また、事業投資方針を決定した後も、事業毎のIRR水準及び予実差異を分析して、収益性の管理を行っています。今後も引き続き、個別事業の収益性管理を強化し、株式価値を創出していきます。

また、当社グループは業績指標として金利・税金・償却前利益であるEBITDAを重視し、その拡大に努めています。再生可能エネルギー事業は多額の初期投資を必要とする事業であり、全体の費用に占める減価償却費等の償却費の割合が大きい傾向にあります。一過性の償却負担に過度に左右されることなく、企業価値の増大化を目指し、もって株式価値の向上に努めていきます。

⑦ 大型資金調達の実施及び資本効率の向上

当社グループでは、資本効率を向上させながら大型の再生可能エネルギー事業の開発投資を行うために、長期及び短期借入金を組み合わせた財務レバレッジの活用を重視しています。

当社グループはこれまでに、再生可能エネルギー発電所の事業化に係る資金をSPCにおけるプロジェクトファイナンスにより調達していますが、リミテッドリコース又はノンリコースの仕組みに基づいた借入金であるため、当社のリコース義務は限定されています。

当社グループは、引き続き好条件での資金調達を実施するために、資本市場における情報収集及び分析に努める他、調達先の多様化、先進的な調達手法の検討や金融機関との関係性強化を行っていきます。

また、SPCからの資金回収の早期化を進め、受領した配当資金等により事業への再投資を行うことで、資本効率の向上に取り組んでいきます。

⑧ 専門性の高い人材の確保と育成

新たな市場において事業の拡大を図り、変化し続ける事業環境に柔軟に対応し、当社グループの強みとなる専門性を高め差別化を図っていくためには、多様な人材の確保と育成が重要です。

当社グループでは、優秀で専門性の高い人材にとって魅力ある会社づくりを行うために、恒常的に組織構成や人事考課制度の見直しを図るとともに、公正な評価基準設定と目標達成度に応じた評価及びフォローアップ、教育研修の充実等に引き続き取り組んでいきます。また、人材採用においては、今後の当社グループの軸となる人材の新卒採用を行いながら、一方で即戦

力となる人材を中途採用することで効率的に人員体制の拡充を図っていきます。特に、マルチ電源化の方針を踏まえた開発部門の人員拡充や、事業拡大に伴う管理部門の強化・育成、今後のアジア展開を見据えた海外経験が豊富な人材の拡充と社内人材育成を引き続き行っています。

⑨ 関係会社の事業運営状況のモニタリング強化

当社は、関係会社の継続的なモニタリング活動を通じて、各社の直近の運営状況を適時に把握する仕組みを講じています。また、関係会社の事業計画の策定支援及び予実分析を実施しています。さらに、関係会社と連携して、各社の業務プロセスや各種規程の見直しを行うとともに、安全衛生管理や労務管理等含め、グループ一体となった管理体制の構築にも取り組んでいます。

今後も引き続き、関係会社のモニタリングを一層強化し、より良い経営管理体制の整備及び運用を推進していきます。

⑩ 内部統制及びガバナンスの強化

事業拡大に伴い関係会社を含めた当社グループの売上規模が拡大していく中、持続的に健全な成長を果たすためには、当社及び関係会社の内部統制及びガバナンスの一層の強化が不可欠であると考えています。2017年5月期より経営の監督と執行の分離を行い、経営のモニタリングレベルの向上に取り組みました。また、内部統制レベルの向上を継続的に図るとともに、事業推進に必要な意思決定の迅速化にも邁進しています。今後も、コーポレートガバナンス・コードの精神

に則った実効的なコーポレートガバナンスの実現を目指していきます。

⑪ コンプライアンス対応

当社グループは、事業に関連する関連法令、会社法、労働法への対応等、コンプライアンス管理体制の一層の強化と厳格な運用が重要な経営課題と認識しています。当社グループでは代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置しています。当委員会の充実を図ることでコンプライアンス意識の浸透を徹底し、一層のコンプライアンス管理体制の強化を図っていきます。さらに、連結子会社内におけるコンプライアンス意識向上のための教育・指導にも継続して取り組んでいきます。

⑫ 発電事業者を取り巻く法令規則等への対応

当社グループでは、関連法規等の改正の状況に関するモニタリングを強化し早期の情報収集に努めるとともに、必要に応じ他の電気事業者や業界団体と協力して政策提言を実施していきます。

⑬ 地域との共存・共生・協調

当社グループが手掛ける再生可能エネルギー発電所の開発と長期に亘る発電においては、地域との良好な関係が重要です。当社グループは、経営原則においても地域の歴史と文化を尊重し新たな価値を創ることを掲げ、常に地域に根ざした事業開発を推進しています。当社グループの開発プロジェクトが地域に貢献することは当社グループの評価向上に加え、次なる案件の開拓にも繋がります。当社グループは今後も地域との共

存と協調を尊重しながら事業開発を進めていきます。

⑭ 知名度及び評判の一層の向上

当社グループが再生可能エネルギー事業におけるリーディング・カンパニーとしての地位を確立し、更なる事業展開・拡大を加速していくためには、当社グループの知名度と評判を一層向上させることが重要です。

今後も地球・地域・顧客・株主・社員に対して誠実な経営と事業運営を行うと同時に、積極的な広報活動、適時適切なIR活動、ウェブサイトの更なる有効活用等により、知名度と評判の向上を目指していきます。

(6) 主要な拠点等 (2017年5月31日現在)

事業所	住所
株式会社レノバ	東京都千代田区大手町一丁目7番2号
株式会社水郷潮来ソーラー	茨城県潮来市辻185番地1
株式会社富津ソーラー	千葉県富津市湊1147番地1
株式会社菊川石山ソーラー	静岡県菊川市河東字今間4948番1
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	静岡県菊川市高橋2508番地1
九重ソーラー匿名組合事業	大分県玖珠郡九重町大字右田685番地1
那須塩原ソーラー匿名組合事業	栃木県那須塩原市埼玉169番地4
大津ソーラー匿名組合事業	熊本県菊池郡大津町室925番地15
瑞諾華股份有限公司	中華民国台北市
株式会社レノバ・アセット・マネジメント	東京都千代田区大手町一丁目7番2号

(7) 使用人の状況 (2017年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数
再生可能エネルギー発電事業	0名
再生可能エネルギー開発・運営事業	76
合計	76

(注) 当社グループは上記セグメントのほか、「プラスチックリサイクル事業」セグメントを有していましたが、2016年7月に「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社の全株式の譲渡を決定しており、2016年8月末日までに当該譲渡を実施しました。当該連結子会社の株式譲渡に伴い、「プラスチックリサイクル事業」に従事していた使用人が101名減少しています。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	56名	6名増	41.7歳	4年3ヶ月
女性	18	6	38.9	2年5ヶ月
合計又は平均	74	12	41.0	3年8ヶ月

(注) 上記使用人数には、持分法適用関連子会社への出向者2名が含まれています。なお、派遣社員、アルバイトは含んでいません。

(8) 主要な借入先の状況 (2017年5月31日現在)

借入先	借入金	ノンリコース借入金	合計
株式会社新生銀行	231,000千円	13,389,331千円	13,620,331千円
株式会社みずほ銀行	348,000	3,599,405	3,947,405
三菱UFJリース株式会社	－	2,644,437	2,644,437
株式会社常陽銀行	184,000	1,746,360	1,930,360
株式会社三井住友銀行	1,573,000	－	1,573,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,480,000	－	1,480,000
株式会社千葉銀行	－	1,383,136	1,383,136
株式会社京葉銀行	－	1,383,136	1,383,136
株式会社横浜銀行	－	1,383,136	1,383,136
株式会社りそな銀行	1,100,000	－	1,100,000
その他	991,393	8,968,224	9,959,617
合計	5,907,393	34,497,167	40,404,560

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2017年7月7日付でユナイテッド計画株式会社（以下、「ユナイテッド計画」という。）との共同新設分割により千秋ホールディングス株式会社（以下、「千秋HD」という。）を設立するとともに、ユナイテッド計画から千秋HDの株式の一部を取得しました。これにより、千秋HD及びその子会社であるユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社は当社の連結子会社となりました。

2 株式の状況 (2017年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 70,200,000株

(2) 発行済株式の総数 18,383,100株

(3) 株主数 7,103名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
木南 陽介	3,720,000株	20.23%
住友林業株式会社	1,840,000株	10.00%
辻本 大輔	1,800,000株	9.79%
本田 大作	1,754,000株	9.54%
株式会社ミツウロコグループホールディングス	969,600株	5.27%
鈴与商事株式会社	756,000株	4.11%
環境エネルギー1号投資事業有限責任組合	590,800株	3.21%
京大ベンチャーNVCC1号投資事業有限責任組合	520,400株	2.83%
株式会社新生銀行	400,000株	2.17%
株式会社金子事務所	244,400株	1.32%

(注) 2017年7月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、千本俤生氏の2017年6月30日現在の保有株式数が1,294,400株（7.04%）となっている旨が記載されています。また同日付の大量保有報告書（変更報告書）において、辻本大輔氏及び本田大作氏の2017年6月30日現在の保有株式数が、それぞれ1,250,000株（6.80%）と1,204,000株（6.55%）となっている旨が記載されています。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第11回新株予約権	第16回新株予約権	第23回新株予約権
保有人数	当社監査役 2名	当社社外取締役 1名 当社監査役 1名	当社取締役 1名
保有する新株予約権の数	70個	80個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 28,000株	普通株式 32,000株	普通株式 40,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使価格	1株あたり 310円	1株あたり 310円	1株あたり 388円
新株予約権の行使期間	2010年 3 月 8 日から 2018年 2 月27日まで	2013年 2 月27日から 2021年 2 月 8 日まで	2015年 8 月30日から 2025年 8 月28日まで
その他行使の条件	(別記1)		

名称	第25回新株予約権	第26回新株予約権
保有人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名	当社取締役 2名 当社社外取締役 2名 当社監査役 4名
保有する新株予約権の数	230個	286個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 92,000株	普通株式 114,400株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使価格	1株あたり 388円	1株あたり 750円
新株予約権の行使期間	2016年 1 月28日から 2025年 8 月28日まで	2016年10月 6 日から 2026年 8 月30日まで
その他行使の条件	(別記1)	(別記2)

(注) 2014年3月24日開催の取締役会決議に基づき、2014年4月28日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っています。さらに、2016年11月29日開催の取締役会決議に基づき、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っています。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は調整後の株式の数を記載しています。

(別記1)

その他行使の条件

- 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。
- 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
- 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(別記2)

その他行使の条件

- 新株予約権者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。
- 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
- 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称		第26回新株予約権	第27回新株予約権		
発行決議日		2016年9月27日	2016年10月7日		
発行した新株予約権の数		1,151個	949個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 460,400株	普通株式 379,600株		
新株予約権の発行価額		無償	無償		
新株予約権の行使価格		1株あたり 750円	1株あたり 750円		
新株予約権の行使期間		2016年10月 6 日から 2026年 8 月30日まで	2016年10月28日から 2026年 8 月30日まで		
その他行使の条件		(別記1)	(別記1)		
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	869個	新株予約権の数	815個
		目的となる株式数	347,600株	目的となる株式数	326,000株
		交付者数	35人	交付者数	16人
	子会社の役員及び 使用人	新株予約権の数	10個	新株予約権の数	50個
		目的となる株式数	4,000株	目的となる株式数	20,000株
		交付者数	1人	交付者数	1人

(注) 2014年3月24日開催の取締役会決議に基づき、2014年4月28日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っています。さらに、2016年11月29日開催の取締役会決議に基づき、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っています。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は調整後の株式の数を記載しています。

(別記1)

その他行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
- (3) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2017年5月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	千 本 倖 生	日本プライベートエクイティ株式会社 取締役会長
代表取締役社長	木 南 陽 介	CEO
取締役	須 山 勇	副社長執行役員 組織管理本部長
取締役	辻 本 大 輔	執行役員CPO
取締役	水 島 正	株式会社コンサルティング・ワン 代表取締役
取締役	村 山 利 栄	株式会社ComTech 代表取締役会長
常勤監査役	近 藤 一 義	
常勤監査役	柴 田 雄 司	
監査役	平 田 幸一郎	有限会社アドバンスワン 取締役社長 平田公認会計士事務所 所長
監査役	金 子 憲 康	あさひ法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役水島正氏及び取締役村山利栄氏は、社外取締役です。
2. 村山利栄氏の戸籍上の氏名は、志賀利恵です。
3. 監査役平田幸一郎氏及び監査役金子憲康氏は、社外監査役です。
4. 監査役平田幸一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役水島正氏及び取締役村山利栄氏並びに監査役平田幸一郎氏及び監査役金子憲康氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2)	111百万円 (14)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	32 (8)
合計 (うち社外役員)	10 (4)	143 (23)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年4月28日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年2月27日開催の第7回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいています。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役水島正氏は、株式会社コンサルティング・ワンの代表取締役です。なお、株式会社コンサルティング・ワンと当社との間に、特別な関係はございません。
- ・取締役村山利栄氏は、株式会社ComTechの代表取締役会長であります。なお、株式会社ComTechと当社との間に、特別な関係はございません。
- ・監査役平田幸一郎氏は、有限会社アドバンスワンの取締役社長及び平田公認会計士事務所の所長であります。なお、有限会社アドバンスワン及び平田公認会計士事務所と当社との間に、特別な関係はございません。
- ・監査役金子憲康氏は、あさひ法律事務所のパートナーであります。なお、あさひ法律事務所と当社との間に、特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	発言状況
取締役	水 島 正	100% 19回／19回中	－	議案審議等において、大手銀行及び投資ファンドにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関し、適宜発言を行っています。
取締役	村 山 利 栄	84.2% 16回／19回中	－	議案審議等において、投資銀行における豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関し、適宜発言を行っています。
監査役	平 田 幸一郎	89.4% 17回／19回中	92.8% 13回／14回中	議案審議等において、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っています。
監査役	金 子 憲 康	94.7% 18回／19回中	100% 14回／14回中	議案審議等において、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っています。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 PwCあらた有限責任監査法人

2016年7月1日にPwCあらた監査法人から法人名称を変更しています。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,150千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,650千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社はPwCあらた有限責任監査法人に対して、東京証券取引所マザーズ新規上場に伴う新株式発行及び株式売出しに係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成業務についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合には、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制

(コーポレートガバナンス)

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 企業としての社会的役割・責任の下、企業理念に関する「レノバ企業理念」、企業倫理に関する「コンプライアンス憲章」に従い、役員及び使用人一同が、社会と共に成長・発展していく基本姿勢を持つよう徹底する。 ② 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の分離・効率化を図るため執行役員制度を導入する。執行役員は、取締役会の決議をもって任命され、代表取締役社長CEOの指揮命令・監督の下、担当職務を執行する。また、代表取締役社長CEOの意思決定及び業務執行をサポートする機関として「経営会議」を設置する。 ③ 経営の透明性・客観性を高め、また取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として、社外取締役及び代表取締役会長、代表取締役社長からなる、任意機関としての「指名・報酬委員会」を設置する。また、指名・報酬委員会の半数以上を社外取締役とし、そのうち1名を委員長とする。 ④ 取締役及び執行役員は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等の社会的・内部的な規則に従い、業務を執行する。 ⑤ 組織、職制、指揮命令系統、決裁権限及び業務分掌等を定めた業務・組織関連規程を制定し、これらに従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応して不断の見直しを行う。 ⑥ 監査役は、法令が定める権限を行使すると共に、会計監査人、内部監査室と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役及び執行役員の職務執行の適正性について監査を実施する。	① 年2回開催する「経営方針説明会」において、レノバ企業理念に則った事業活動の共有を行い、理念の浸透を図っています。また、「コンプライアンス憲章」の遵守に関する確認を毎年定期的に全社員に対して行い、コンプライアンス意識の醸成に取り組んでいます。 ② 2016年6月より執行役員制度を導入し、取締役の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の分離・効率化を図っています。また、当事業年度は月2回の「経営会議」を開催し、代表取締役社長CEOの意思決定のサポートを適宜行ってきました。 ③ 当社は、2016年6月より、社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」を設置し、取締役及び執行役員の評価を行ってきました。経営の透明性・客観性を一層高め、また取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保する体制としています。 ④ 取締役及び執行役員は、取締役会の決定した業務分掌に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等に従って、分担して業務を執行しています。当該業務執行状況は、定期的に取締役会に報告され、また前述の「指名・報酬委員会」において評価されています。 ⑤ 市場環境や経営環境の変化に柔軟に対応して組織体系を見直すと共に、定められた指揮命令系統、決裁権限、業務分掌に従い、職務を執行する体制を整備しています。 ⑥ 監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス推進委員会等の重要会議への出席、当社及び子会社の拠点往査、当社及び重要な子会社の代表取締役その他経営幹部との意見交換等により、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行の適正性について監査を実施しています。

(コンプライアンス)

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、監査役と連携しながらコンプライアンス体制の整備を図る。 ② 役員及び使用人の法令・定款違反があった場合、取締役会、コンプライアンス推進委員会、組織管理部が連携し、公正な処分を行う。 ③ すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。また、通報者に対し不利益が生じない体制を構築する。	① 当社は、「コンプライアンス推進委員会」を原則月1回開催し、当社及び当社グループのコンプライアンス推進を図っています。また、監査役も当該委員会に参加しており、連携を図っています。 ② 役員及び使用人の法令・定款違反があった場合又はコンプライアンス憲章や社内規程等に違反があった場合、コンプライアンス推進委員会、組織管理本部が連携して調査を行ったうえで、公正な処分案の検討を行う体制となっています。また、決定された処分については、取締役会に報告されることとなっています。 ③ 「企業倫理ホットライン」を開設し、社外監査役及び内部監査室を窓口として、当社及び子会社において運用を行っています。企業倫理ホットラインに通報を行った通報者の情報は、コンプライアンス推進委員会以外には秘匿とされ、不利益が生じない体制が構築されています。

(内部監査)

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 他の業務部門から独立した、代表取締役社長CEOが直接管理する内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従った内部監査を実施する。	① 代表取締役社長CEOが直轄管理する内部監査室において内部監査を行っています。内部監査は「内部監査規程」に則り、当社及び子会社に対して適切に行われています。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する方針及び体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 株主総会議事録、取締役会議事録の法定文書のほか、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、「定款」、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「文書保存管理規程」に従い適正に保管・管理する。 ② 情報の保管及び管理が規程に従い適正になされているか内部監査室による監査等により確認する。	① 株主総会議事録、取締役会議事録はじめ、経営会議事録など、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、「定款」、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「文書保存管理規程」に従い適正に保管・管理され、セキュリティの観点を踏まえた詳細なルールを「情報管理規程」に定め運用しています。 ② 情報の保管及び管理の状況については、内部監査室による監査をはじめ、監査役監査においても確認されています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応の体制を整備する。 ② 重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を整備する。 ③ 決裁権限規程に従い、所定の権限及び責任に基づいた業務及び予算の執行を徹底し、未然にリスク回避を図る。	① 当社及び関係会社のリスク管理を推進するために「リスク管理規程」を定めると共に、経営企画室を事務主幹部門としてリスク管理委員会を設置し、リスクの把握を行う体制を整備しています。また、当社及び関係会社の重要なリスクについて毎年見直し、全社的なリスクの管理に努めています。 ② 当社及び子会社において災害等の重大な事態が生じた場合、組織管理本部を主管部門として、迅速に対応できる体制が構築されています。 ③ 当社においては「決裁権限規程」、「関係会社管理規程」、子会社においても同様の決裁権限表を定め、決裁事項や金額規模等に応じた決裁権が明確に定められており、未然の損失の危機回避のための体制が整備されています。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が、効率的に行われることを確保するための方針及び体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 取締役会は、原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うと共に、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。 ② 代表取締役社長CEO、常勤の取締役、執行役員、本部長、部門長で構成する経営会議を定期的に開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行う。 ③ 適正かつ効率的な業務の執行を確保するため、「組織規程」等において各役職者の権限及び責任の明確化を図る。 ④ 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うために、必要に応じ各種の社内委員会を設置し、担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、取締役会の意思決定に資する。	① 2017年5月期においては、毎月1回以上の取締役会が開催され、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況が報告されています。 ② 2017年5月期においては、毎月2回の経営会議が開催され、業務執行上の重要課題について報告・審議が行われました。 ③ 「組織規程」において、各組織の職務分掌及び役職者の責任を明確にしています。また、「決裁権限規程」において各役職者の権限を明示しています。 ④ 当社においては、「指名・報酬委員会」、「コンプライアンス推進委員会」、「安全衛生委員会」、「リスク管理委員会」を設置し、各分野における経営課題について、慎重かつ迅速な協議を行い、経営改善及び取締役会の意思決定に資する活動を行っています。

(5) 当社並びにその子会社及び関連会社から成る企業集団における、業務の適正を確保するための方針及び体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 当社及び関係会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長CEO、監査役及び部門責任者に報告し、内部統制の指導、実施の支援を行い、改善を図る。 ② 当社及び関係会社の月次業績レビューや業務管理状況を確認し、当社取締役会並びに経営会議への報告を行い、当社及び関係会社の業務執行の適正を確保する。 ③ 「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」に記載する、「コンプライアンス」体制をグループ全体に適用し、グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。 ④ 「(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制」に記載するリスク管理体制を、子会社においても同様に整備し、リスク管理を行う。 ⑤ 管掌事業部門を中心とした関係会社管理を行い、各関係会社の適切かつ効率的な運営を促進する。	① 「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況のとおり、子会社においても内部監査を実施しています。 ② 「関係会社管理規程」に則り、管掌部門を中心として子会社及び関連会社の月次業績レビューが行われており、適宜当社取締役会並びに経営会議への報告が行われる体制が整備され、運用されています。 ③ 「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況のとおり、当社コンプライアンス推進委員会において子会社及び関連会社のコンプライアンス状況の確認を行っています。また、必要に応じて子会社各社にコンプライアンス委員会を設置し、各社におけるコンプライアンスの徹底を図っています。 ④ 「(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制」の運用状況のとおり、子会社の損失の危機を未然に回避するための管理が行われています。 ⑤ 子会社の独立性に配慮しつつも、当社から子会社への役員派遣及び決裁権限の明確化により、適切かつ効率的な子会社管理を行う体制を構築し、運用しています。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役及び執行役員の職務の執行状況を確認する。	① 「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況「コーポレートガバナンス」⑥に記載の通りです。
② 取締役及び執行役員は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。	② 取締役及び執行役員は、取締役会及び経営会議において、監査役にも業務執行について適宜適切に報告を行っており、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときも、直ちに監査役に報告を行う体制として運用しています。
③ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行う。	③ 監査役の求めがある場合には、監査役に対する報告を行うこととしています。
④ 内部監査室は、定期的に内部監査結果を監査役に報告する。	④ 内部監査室は、定期的に内部監査結果に関する報告を監査役に対して行っており、監査役と適宜連携を図る体制となっています。
⑤ 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わない。	⑤ 「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況「コンプライアンス」③に記載の通り、企業倫理ホットライン等を通じた監査役への情報提供者が、不利益な処遇を受けないよう、「企業倫理ホットライン運用規程」において、情報提供者の保護に関して定めています。
⑥ 監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けることができるよう、内部通報制度を整備する。	⑥ 当社の企業倫理ホットラインにおいては、監査役も窓口としており、監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けることができる体制を運用しています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性と、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための方針及び体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 監査役が必要と認め、設置要請がある場合は、専任部署を設置する。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令するものとする。	① 当社は監査役の求めに応じ、2016年6月より監査役室を設置し、監査役の職務の補助を行っています。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令する体制となっています。
② 代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。	② 代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的に監査役と意見交換を実施しています。また、会計監査人、内部監査室、監査役による定例の「三様監査連絡会」を実施し、監査の実効性を高めるための意見交換が行われています。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 監査役の職務に必要な費用について、監査役の監査計画に応じて予算化し、有事における監査費用についても監査役又は監査役会の要請により適切かつ迅速にこれを前払い又は償還する。	① 当社は「(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性と、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための方針及び体制」の運用状況①に記載の通り、監査役室を設置し、当該室に所属する人員の稼働を予算として計上しています。また、その他監査に必要な費用につきましても、監査役又は監査役会の要請により適切かつ迅速にこれを前払い又は償還しています。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告について適切に整備、運用を行う。	① 当社は、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制を有効に整備し、内部監査室が、その仕組みが適正に機能することを計画的かつ継続的に評価しており、不備があれば必要な是正を行います。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 反社会的勢力からの圧力に対しては、毅然とした対応をとる。 また、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。	① 当社は、「コンプライアンス憲章」において反社会的勢力からの圧力に対しては、毅然とした対応をとる旨を定め、すべての取引先（公的機関除く）・役職員について、民間の調査会社を活用し、反社会的勢力との関係の有無を調査しています。また、契約締結の際には、反社会的勢力との関係がない旨の表明保証、関係判明の際の即時解除の規定を設けています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2017年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	14,788,928
現金及び預金	12,896,663
売掛金	911,358
仕掛品	24,917
貯蔵品	318
繰延税金資産	173,300
その他の	993,094
貸倒引当金	△ 210,722
固定資産	38,107,113
有形固定資産	33,970,853
建物及び構築物	3,946,125
減価償却累計額	△ 192,547
建物及び構築物(純額)	3,753,578
機械装置及び運搬具	32,633,411
減価償却累計額	△ 3,922,655
機械装置及び運搬具(純額)	28,710,755
土地	1,450,779
その他の	55,739
無形固定資産	1,328,313
のれん	546,100
その他の	782,213
投資その他の資産	2,807,945
関係会社株式	674,801
その他の関係会社有価証券	753,337
繰延税金資産	501,436
その他の	913,369
投資損失引当金	△ 35,000
繰延資産	1,019,234
開業費	1,019,234
資産合計	53,915,275

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,466,787
短期借入金	300,000
1年内返済予定の長期借入金	1,375,484
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	2,010,217
未払法人税等	997,005
繰延税金負債	756
賞与引当金	87,131
その他の	696,194
固定負債	40,964,093
長期借入金	4,231,909
ノンリコース長期借入金	32,486,950
繰延税金負債	173,773
資産除去債務	2,618,818
特別修繕引当金	147,962
その他の	1,304,678
負債合計	46,430,881
(純資産の部)	
株主資本	6,807,176
資本金	1,953,441
資本剰余金	1,940,842
利益剰余金	2,912,892
その他の包括利益累計額	△ 93,612
繰延ヘッジ損益	△ 77,726
為替換算調整勘定	△ 15,885
非支配株主持分	770,830
純資産合計	7,484,394
負債純資産合計	53,915,275

連結計算書類

連結損益計算書 (2016年6月1日から2017年5月31日まで) (単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,265,097
売 上 原 価		3,670,338
売 上 総 利 益		4,594,758
販売費及び一般管理費		1,800,622
営 業 利 益		2,794,136
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	767	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	248,657	
為 替 差 益	63,195	
そ の 他	13,158	325,779
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,001,906	
支 払 手 数 料	15,373	
開 業 費 償 却	256,798	
そ の 他	313	1,274,390
経 常 利 益		1,845,524
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	2,350,788	
段 階 取 得 に 係 る 差 益	208,595	2,559,384
特 別 損 失		
事 業 整 理 損	271,428	
固 定 資 産 除 却 損	4,589	
貸 倒 損 失	148,944	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	544,275	
事 業 再 編 損	64,381	1,033,617
税金等調整前当期純利益		3,371,291
法人税、住民税及び事業税	1,285,522	
法 人 税 等 調 整 額	△ 358,144	927,378
当 期 純 利 益		2,443,912
非支配株主に帰属する当期純利益		420,224
親会社株主に帰属する当期純利益		2,023,688

計算書類

貸借対照表 (2017年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	8,487,501
現金及び預金	7,364,318
売掛金	227,664
仕掛品	24,917
前払費用	37,835
繰延税金資産	163,582
関係会社立替金	700,966
その他の	214,057
貸倒引当金	△ 245,841
固定資産	6,086,552
有形固定資産	112,520
建物	65,660
減価償却累計額	△ 14,781
建物(純額)	50,879
工具、器具及び備品	48,707
減価償却累計額	△ 31,248
工具、器具及び備品(純額)	17,459
車両運搬具	12,648
減価償却累計額	△ 1,053
車両運搬具(純額)	11,595
リース資産	40,126
減価償却累計額	△ 7,540
リース資産(純額)	32,585
無形固定資産	23,103
商標権	426
ソフトウェア	22,603
その他	72
投資その他の資産	5,950,928
関係会社株式	1,972,575
その他の関係会社有価証券	3,875,418
その他	137,935
投資損失引当金	△ 35,000
資産合計	14,574,053

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	2,737,126
短期借入金	300,000
1年内返済予定の長期借入金	1,375,484
リース債務	10,531
未払金	237,421
未払費用	22,238
未払法人税等	664,905
前受金	16,128
賞与引当金	84,329
その他	26,088
固定負債	4,386,759
長期借入金	4,231,909
リース債務	25,289
繰延税金負債	116,878
その他	12,683
負債合計	7,123,885
(純資産の部)	
株主資本	7,450,167
資本金	1,953,441
資本剰余金	1,932,064
資本準備金	1,932,064
利益剰余金	3,564,661
その他利益剰余金	3,564,661
繰越利益剰余金	3,564,661
純資産合計	7,450,167
負債純資産合計	14,574,053

計算書類

損益計算書 (2016年6月1日から2017年5月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,429,988
売上原価		202,556
売上総利益		2,227,432
販売費及び一般管理費		1,541,802
営業利益		685,629
営業外収益		
受取利息	6,647	
受取配当金	511,420	
為替差益	48,493	
その他の	1,395	567,957
営業外費用		
支払利息	81,516	
その他の	5,030	86,546
経常利益		1,167,039
特別利益		
関係会社株式売却益	2,672,935	2,672,935
特別損失		
事業整理損	306,547	
固定資産除却損	4,589	
貸倒損失	197,817	
関係会社株式評価損	805,392	
事業再編損	64,381	1,378,728
税引前当期純利益		2,461,247
法人税、住民税及び事業税	816,443	
法人税等調整額	△ 67,486	748,957
当期純利益		1,712,290

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2017年7月14日

株式会社レノバ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 沢 直 靖 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲 澤 孝 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レノバの2016年6月1日から2017年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レノバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2017年7月14日

株式会社レノバ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 沢 直 靖 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲 澤 孝 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レノバの2016年6月1日から2017年5月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年6月1日から2017年5月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備についての取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年7月21日

株式会社レノバ 監査役会

監査役（常勤監査役） 近 藤 一 義 ㊟
監査役（常勤監査役） 柴 田 雄 司 ㊟
監査役（社外監査役） 平 田 幸一郎 ㊟
監査役（社外監査役） 金 子 憲 康 ㊟
以 上

以 上

MEMO

監査報告書

持続可能な開発目標（SDGs^{Q12}）への取り組み

私たちレノバはコミットします。2030年までに1,000万t-CO₂を削減。

当社は、太陽光・バイオマス・風力・地熱などの再生可能なエネルギーによる発電施設を開発・運営し、電力会社を通じて皆さまに電力を提供しています。このビジネスの中で、「持続可能な開発目標」の目標7と目標13の達成に貢献していきたいと考えています。



すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



気候変動と
その影響に立ち向かうため、
緊急対策を取る

レノバのビジネス



太陽光発電



バイオマス発電



風力発電



地熱発電



電力会社



再生可能エネルギーを
皆さまへ

取り組み内容

COP21で採択された、世界的にCO₂を削減する取り組みに貢献

全国の8地域10か所の「運転開始済+建設中再エネ発電所」をはじめ、今後も継続的に再生可能エネルギー事業の開発を推進。

2030年までに1,000万t-CO₂*の削減を目指します。

※CO₂削減量は2030年までの累積値

日本のエネルギーミックス方針*の達成に貢献

現在の保有再エネ電源（太陽光、バイオマス）に加え、今後10年程度の間に地熱、洋上風力といった、日本でもイノベティブで社会的期待の高い電源の創出にチャレンジ。

※再エネ電源を全体の22~24%に引き上げる政府方針（平成27年7月：経済産業省 資源エネルギー庁）

再エネ発電事業を通じて地方創生に貢献

- **地域産業の活性化**
地元企業とのコラボレーションによる事業展開
- **地域雇用の創出**
発電所の運営、設備のメンテナンスなどによる雇用創出
- **土地の有効活用**

地域との共生

当社の事業は、地域資源の有効活用や新たな雇用の創出などに伴う地域活性化などが期待でき、「地方創生」そのものといえます。

バイオマス事業によって既存産業が活性化し、雇用が生まれました。

私が社長を務めるユナイテッド計画（株）は廃棄物処理事業を行っており、廃棄物の焼却熱を利用して所内電力の自家発電をしています。FIT制度の施行を受け、その知識・経験をバイオマス発電に活かそうと考えました。ファイナンスの組成・事業計画・法務の得意なレノバを事業パートナーに迎え、分担して業務を補完し合い、大変良いスキームを作ることができました。この事業を通じ、既存産業の活性化に貢献でき、物流・秋田港を動かし、地元雇用を生むことができたのは嬉しい限りです。



ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社
取締役社長 平野久貴 様



株式会社堀川林業
取締役社長 堀川義美 様

未利用材を活用するルートが確保できたことで
収入増加につながりました。

林業においてC材、D材と呼ばれる未利用材を発電材料として提供するルートができたことで、収入増加につながっています。継続的に20年間需要が確保されていることも大変ありがたいです。特に森林組合が大量に原木を供給してくれています。また、林家に還元できる代金を元に、今までより細かいコスト計算を行うようになりました。こうしたコスト管理意識の向上は業界全体にとってもプラスになったと思います。

①. 固定価格買取制度（FIT）

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（FIT法）に基づき、電気事業者（電気事業法上に定義された、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業を営む事業者の総称）が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で買い取る制度です。太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等により発電された電力が当該制度に基づいて電気事業者に販売され、その販売単価は年度毎に経済産業省・資源エネルギー庁の調達価格等算定委員会において定められます。電気事業者との受給契約（売電契約）・系統連系契約（電力系統への接続契約）が締結された場合、一定期間（10kW以上太陽光・バイオマス・風力・水力：20年間、地熱：15年間）に亘り設備認定手続き等に基づき適用される固定価格での電力売買が行われます。また、2015年1月に、太陽光発電所や風力発電所等の自然変動電源による発電量が大幅に増加した場合でも電力需給バランスを保ち、電力供給の安定化を図ることを目的とし、出力抑制ルールを拡充する制度改定が行われています。出力抑制ルールに基づき、旧一般電気事業者（東京電力・北海道電力・東北電力・北陸電力・中部電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力・沖縄電力の総称）は、一定条件のもとで再生可能エネルギーを電源とする発電所による系統への送電電力の数量や質に制限を加えることができます。

②. 当社の連結会計年度

当社単体及び当社グループの連結上の決算月は5月ですが、発電所を所有する当社連結子会社及び関連会社の多くは決算月が3月です。下記の表のとおり、当社連結子会社及び関連会社の年次決算月が3月の場合、翌々月の5月を決算月とする当社の連結会計年度の業績に含まれます。

当社連結会計年度と関係会社会計年度の関係

	2016年					2017年								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
3月期決算の子会社・関連会社	2017年5月期 連結会計年度													
5月期決算の子会社・関連会社														
当社（単体）														
当社グループ(連結)														

③. SPC（特別目的会社）

当社グループでは基本的に発電所毎に共同事業者が異なること、またプロジェクトファイナンスを行う上でリスク分散を図ることを理由として、発電所を立ち上げる毎にSPCを設立し、当該SPCに発電所を所有させています。なお、当社グループにおいてはSPCを株式会社として設立して株式による出資を行う場合に加え、SPCを会社法上の合同会社（GK）として設立して商法上の匿名組合（TK）として営業者に出資を行う場合（TK-GKスキーム）があります。TK-GKスキームの主な特徴としては匿名組合員が有限責任であること及び営業者であるSPCの段階で法人税課税が発生せず、匿名組合員に直接課税されることが挙げられます。

④. 運営管理報酬

発電所建設の工程管理、決算及び金融機関へのレポーティング等の業務に代表され、発電所の建設期間及び売電期間に亘り支払われる報酬です。なお子会社や関連会社に対する当社の持分に相当する運営管理報酬については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されます。

⑤. 配当・匿名組合分配益

「再生可能エネルギー発電事業」に属するSPCが株式会社として運営されている場合は、当該SPCから当社へ支払われた配当金については当社単体の営業外収益に計上され、これはセグメント間取引として「再生可能エネルギー開発・運営事業」のセグメント利益に反映されます。また、「再生可能エネルギー発電事業」に属するSPCが匿名組合として運営されている場合は、当該SPCで計上された利益のうちの当社出資割合分相当額についてその発生年度に匿名組合分配益として当社単体の売上高に計上し、一方損失が発生した場合は、その損失のうちの当社出資割合分相当額を匿名組合分配損として当社単体の販管費へ計上しています。これらもセグメント間取引として「再生可能エネルギー開発・運営事業」のセグメント利益に反映されます。なお、これらセグメント利益に反映された株式会社SPCからの配当金及び匿名組合SPCからの分配損益については、連結決算上は連結グループ内取引として連結

消去されます。

⑨6. 事業開発報酬

再生可能エネルギー発電所に係る土地確保、主要な融資関連契約の締結及び主要なプロジェクト関連契約の締結等をもって開発支援に係る役務の提供を完了とみなし、役務提供の完了をもって概ね開発規模に応じて支払われる報酬です。なお子会社や関連会社に対する当社の持分に相当する事業開発報酬については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されます。

⑨7. AM事業者

発電所の建設や運営においてアセットマネジメント(管理業務)を請け負う事業者のことを指しています。

⑨8. EPC事業者

発電所建設において、Engineering(設計)、Procurement(調達)及びConstruction(建設)を含む一連の工程を請け負う事業者のことを指しています。

⑨9. O&M事業者

発電所の運営において、Operation(運転)及びMaintenance(維持)を請け負う事業者のことを指しています。

⑨10. 小売電気事業者又は一般送配電事業者

電気事業法第2条第17項における小売電気事業者又は一般送配電事業者を指します。本書では主として電力需要家又は卸売事業者に対して電力販売を行う事業者全般を意味しています。

⑨11. 環境アセスメント

1997年6月に制定された環境影響評価法(環境アセスメント法)は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所等13種類の事業において環境アセスメントの手続きを行うことを定めています。環境アセスメントにおいては、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」(大気環境、水環境及び土壌環境・その他の環境)、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」(植物、動物及び生態系)、「人と自然との豊かな触れ合い」(景観及び

触れ合い活動の場)、「環境への負荷」(廃棄物及び温室効果ガス等)の中から対象事業の性質に応じて適切な環境要素が選定され、事業者自らが調査・予測・評価を行います。

⑨12. SDGs

2015年の9月25日-27日、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの中で、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言及び目標が掲げられ、これが17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」です。

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins or other markings on the paper.

株式事務のご案内

上場市場	東京証券取引所マザーズ市場
上場日	2017年2月23日
証券コード	9519
事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
株主確定基準日	毎年5月31日
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
株式の売買単位	100株
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
連絡先・郵便物送付先	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711（通話料無料）
各種事務手続き	詳しくは、下記ページをご確認ください。 http://www.tr.mufig.jp/daikou/ お届けの住所・印鑑・姓名等の変更、単元未満株式買取請求、名義変更などの当社株式に関する事務手続き用紙のご請求につきましては、お取引先の証券会社にご連絡ください。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会会場ご案内図

会場 ホテルオークラ東京 別館2F メイプルルーム

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

電話 03-3582-0111 (大代表)



交通

東京メトロ

○ 日比谷線 「神谷町駅」 出口4bより徒歩約10分

○ 南北線 「六本木一丁目駅」 改札口出口より徒歩約10分

○ 銀座線 「虎ノ門駅」 出口3より徒歩約15分

※日比谷線 神谷町駅から徒歩でご来場いただくのが便利です。

- 株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ホテルオークラ東京本館は建替え工事のため、会場のある別館への通り抜けはできませんのでご注意ください。
- ご来場に際しましては、当社として専用の駐車場はご用意しておりません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
- 本株主総会におきましては、当社の役員及び係員は、節電への取り組みとして、ノー・ネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。